滋賀県税務総合システム用
機器等の賃貸借仕様書

令和８年１１月

滋賀県総務部税政課

目次

1　概要 1
　１．１　目的 1
　１．２　用語の定義 1
　１．３　調達範囲 2
　１．４　調達対象 6
　１．５　期間および期限等 8
2　調達機器等に係る要件 9
　２．１　基本的な要件 9
　２．２　性能および信頼性要件 9
　２．３　拡張性要件 9
　２．４　上位互換性要件 9
　２．５　中立性要件 9
　２．６　機能要件 10
　２．７　設置場所に係る要件 10
　２．８　電源に係る要件 10
3　役務に係る要件 11
　３．１　作業体制 11
　３．２　作業場所に係る要件 12
　３．３　作業要件 12
4　特記事項 17
　４．１　秘密保護・個人情報保護 17
　４．２　権利の帰属 17
　４．３　再委託 17
　４．４　不具合対応等 17
　４．５　法令等の遵守 17

別紙１　　「税務総合システム構成図」
別紙２－１　「税務総合システム用サーバ機器等仕様書」
別紙２－２　「県税事務所／税政課／運用ＳＥ室設置機器一覧」
別紙２－３　「サーバ一覧」
別紙２－４　「機器仮設置場所一覧」
別紙３　　「調達に係るドキュメント一覧」
別紙４　　「機器調達等のスケジュール」
別紙５　　「税務総合システムバックアップ拠点の詳細および主な作業要件」
別紙６－１　「役割分担一覧」
別紙６－２　「環境構築分担一覧」

1　概要

1．1　目的

本仕様書は、税務総合システム（以下「本システム」という。）で使用するハードウェアおよびソフトウェア等の借入（搬入、設置、配線、電源工事および保守作業を含む）ならびにシステム設定業務（設計、構築および試験を含む）に適用する。

なお、本システムに係るアプリケーションソフトウェア（別紙２－１「税務総合システム用サーバ機器等仕様書」に含まれないソフトウェア）の導入支援作業についても適用する。

1．2　用語の定義

仕様書に係る用語について下記のとおり定義する。

ア．受託者

本調達において、滋賀県と賃貸借契約を締結し「１．１目的」に示す、ハードウェア・ソフトウェアの賃貸ならびにシステム設定業務、導入支援、運用保守を行う者。

イ．びわ湖情報ハイウェイ

県内６か所に設置する通信拠点を結ぶ基幹網と各通信拠点と県庁および合同庁舎等を結ぶアクセス網とで構成される、高速で信頼性の高い情報通信ネットワーク。

なお、本システムを利用する関係機関のアクセス網については、以下のとおりである。

事務所名	通信速度
西部県税事務所（大津合同庁舎内）	１Ｇｂｐｓ
南部県税事務所（南部合同庁舎内）	１Ｇｂｐｓ
中部県税事務所（東近江合同庁舎内）	１Ｇｂｐｓ
中部県税事務所甲賀管理課（甲賀合同庁舎内）	１Ｇｂｐｓ
東北部県税事務所（湖北合同庁舎内）	１Ｇｂｐｓ
東北部県税事務所湖東管理課（湖東合同庁舎内）	１Ｇｂｐｓ
自動車税事務所	１００Ｍｂｐｓ
西部県税事務所高島納税課（高島市役所内）	１００Ｍｂｐｓ

ウ．ＩＤＣ

２４時間３６５日、重要システムの安全かつ安定した運用を行うため、耐震性に優れた構造を有し、無停電電源や空調設備、厳格な入退室管理設備等の整った民間データセンタを利用している。

施設の主な仕様は、以下のとおりである。

空調	・室内温度 ２２℃～２４℃（±２℃） ・室内湿度 ５０％±２０％
電源	・無停電電源装置 ・自家発電装置による長期停電時の電源供給対策を実施
サーバラックの仕様	・１９インチフルラック ・外寸 ７００mm（W）×１，０５０mm（D）×２，１４０mm（H） ・設置可能な内寸 ４６５mm（W）×１，０００mm（D）×１，９５５mm（H）＝４５U（H） ・棚板 ４８７mm（W）×６７８mm（D）× ４４mm（H）× ３枚＝１ラック ・ラック扉 前面＝鍵付スチールドア 後面＝鍵付スチールドア ・天板 換気ファン×６ ・ラック搭載可能総重量（１ラック当たり） ３００Ｋｇまで ・コンセント E付きロック型（１０口×２本、うち１口は換気ファン用に使用） ・給電 １００Ｖ（±２） 個別対応で２００Ｖも可 １ラック当たり２０Ａ 個別対応で２０A超えも可 ・パネルマウントフレーム 調整可能 ・隣接ラック間仕切りあり
提供される通信回線	・１００Ｍｂｐｓ、１Ｇｂｐｓ ・上記サーバラックに、イーサネットケーブル(ＲＪ４５コネクタ)×１本を配線

本システムの本番用環境および研修用環境として使用する。

エ．バックアップ拠点

本システムのバックアップデータを保管する拠点。業務継続計画に基づき、大規模災害時等には本システムの予備環境として機能する。平常時は本システムの試験用環境として使用する。

詳細については別紙５「税務総合システムバックアップ拠点の詳細および主な作業要件」を参照すること。

１．３　調達範囲

（１）調達範囲

本調達における調達範囲を別紙１「税務総合システム構成図」に示す。また、本調達における作業体制については、「３．１作業体制」を参照すること。

（２）調達責任範囲

（ア）データセンタ（以下「ＩＤＣ」という。）における責任範囲

本調達における本システムとＩＤＣおよび庁内ＬＡＮとの責任分界点を以下に示す。

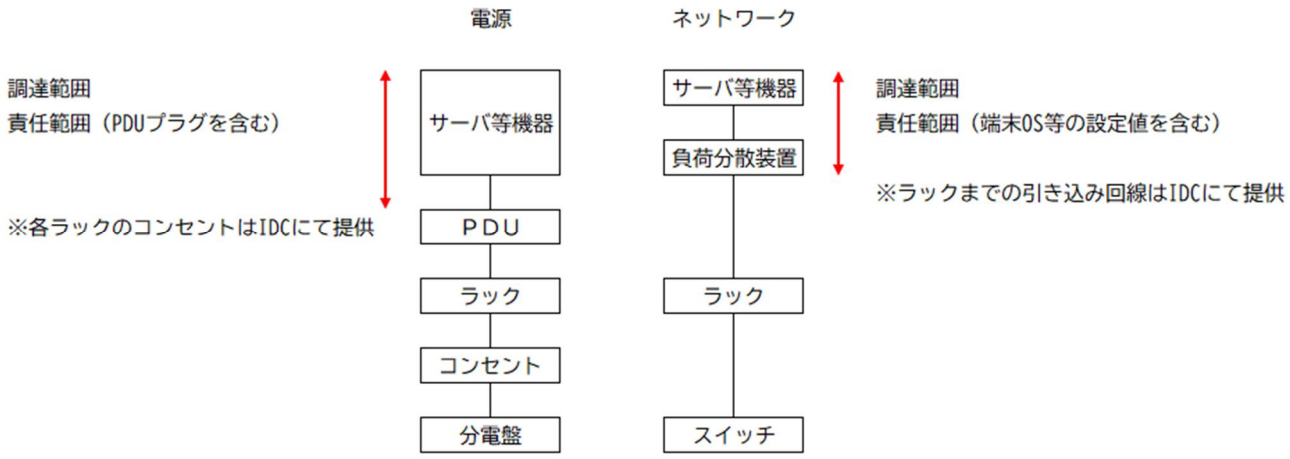


図１　ＩＤＣにおける責任範囲

本調達におけるネットワークの責任範囲は、庁内ＬＡＮとの境界に設置されるスイッチに接続する負荷分散装置までとする。負荷分散装置に接続するＬＡＮケーブルについてはＩＤＣにおいて責任を持つ。

電源の責任範囲は、ＩＤＣが各ラックに提供するＰＤＵに差し込むプラグまでとする。

（イ）バックアップ拠点における責任範囲

本調達における本システムとバックアップ拠点および庁内ＬＡＮとの責任分界点を以下に示す。

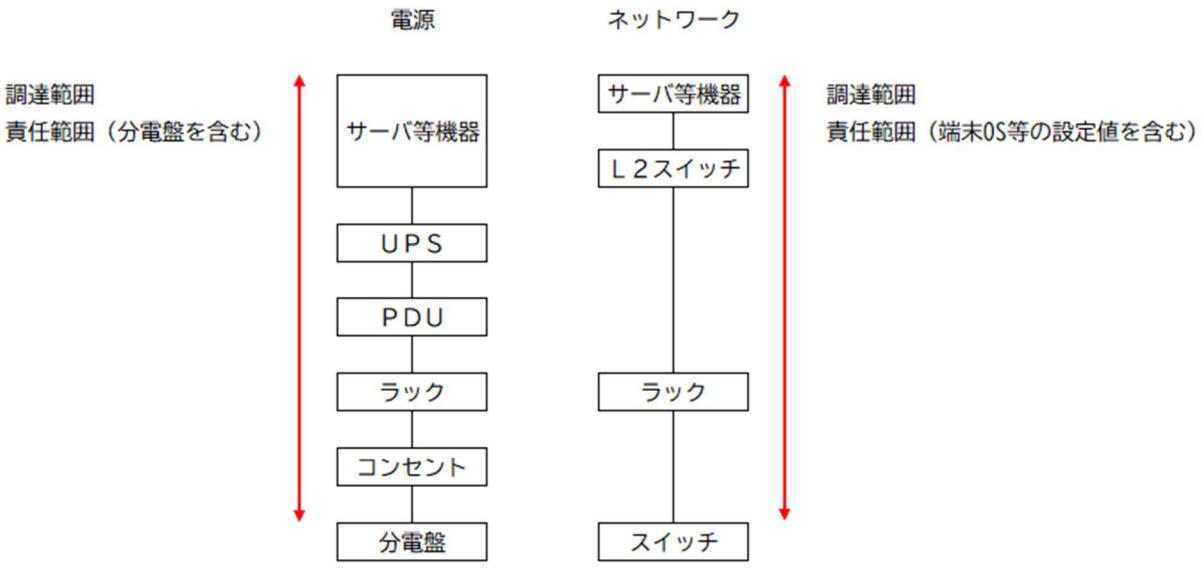


図２　バックアップ拠点における責任範囲

本調達におけるネットワークの責任範囲は、庁内ＬＡＮとの境界に設置されるスイッチに接続するＬＡＮケーブルまでとする。スイッチに接続するＬＡＮケーブルについては受託者において責任を持つこととする。

電源の調達範囲は、ラック内のＰＤＵ、コンセントボックスおよび分電盤からラックに引き込む電源ケーブルとする。

（ウ）県税事務所／税政課／運用ＳＥ室における責任範囲

本調達における本システムと庁内ＬＡＮとの責任分界点を以下に示す。

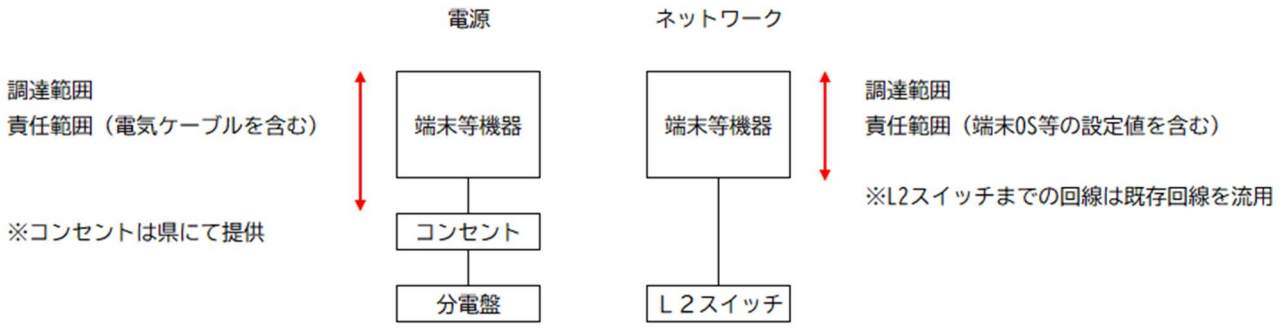


図３　県税事務所／税政課／運用ＳＥ室における責任範囲

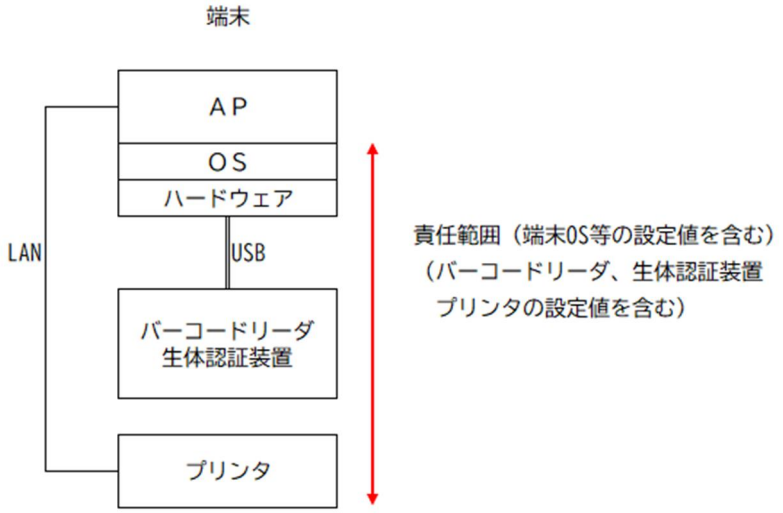


図４　県税事務所／税政課／運用ＳＥ室における端末構成

本調達におけるネットワークの責任範囲は、庁内ＬＡＮに設置されたＬ２スイッチに接続する端末機器等までとする。

ただし、生体認証装置、バーコードリーダから端末までのＵＳＢケーブルについても責任範囲に含めるものとする。また、並行設置等で必要となるＬＡＮケーブルは受託者において責任を持つこととする。

電源の責任範囲は、滋賀県が提供するコンセントに差し込むプラグまでとする。

（エ）軽油流通情報管理システムサーバにおける責任範囲

今回調達するＩＤＣ設置の仮想化基盤サーバ内に構築およびデータ移行を行う。

軽油流通情報管理システムサーバに関する設計、アプリケーションおよび各種設定に関する設計ドキュメント、プログラム等は地方公共団体情報システム機構（以下「Ｊ－ＬＩＳ」という。）より提供される。これらのドキュメントに従い、仮想サーバの構築およびアプリケーションのリリース、動作確認を行うこと。

また、現行の仮想化基盤サーバ内に構築された軽油流通情報管理システムサーバより県がエクスポートしたバックアップデータを、設計ドキュメントに基づき移行作業（インポート）を行うこと。

本調達における軽油流通情報管理システムサーバにおける責任分界点を以下に示す。

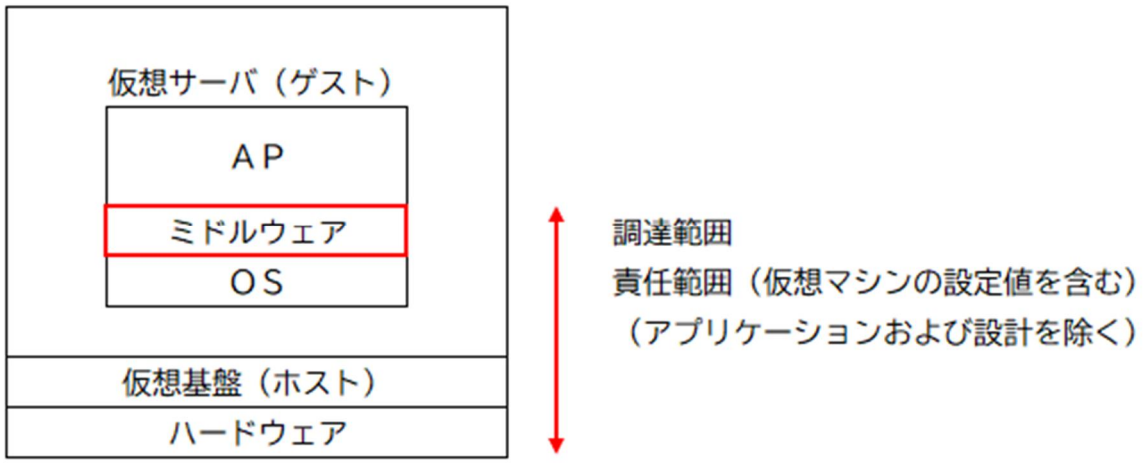


図５　軽油流通情報管理システムサーバにおける責任範囲

１．４　調達対象

（１）物品の調達

・本調達において調達対象とする機器等については、別紙２－１「税務総合システム用サーバ機器等仕様書」、別紙２－２「県税事務所／税政課／運用ＳＥ室設置機器一覧」および別紙２－３「サーバ一覧」を参照すること。
・本システムを動作させるために受託者作業で必要な部品等については、仕様に明記していない場合であっても受託者の責任において用意すること。（電源タップ、ＬＡＮケーブル等）
・ソフトウェアは、ライセンス契約方式によるものとし、滋賀県が使用許諾を受けられるものであること。
・ソフトウェアは、指定のあるものを除いて機器導入時点の最新バージョンを原則とするが、他のソフトウェアとの互換性および安定性を鑑みて最適なバージョンとする。なお、ソフトウェアを含む機器等において、別紙２－１「税務総合システム用サーバ機器等仕様書」に示す仕様のうち製品名が記載されているものについては、同等品では不可とするので、注意すること。
・ソフトウェアのマスターイメージ（ディスクイメージ含む）を用意し、物理的または電子的な手段により納品すること。

（２）役務の調達

（ア）搬入に係る役務

受託者は、調達機器等を定められた環境に搬入するとともに、環境構築等に係る必要な作業を実施すること。詳細については「３．３（２）搬入事前作業に係る要件」および「３．３（３）搬入作業に係る要件」を参照すること。また、搬入に係る各種ドキュメントを作成し、提出すること。搬入に係るドキュメントの一覧および提出期限を別紙３「調達に係るドキュメント一覧」に示す。

（イ）導入支援に係る役務

受託者は、本システムの運用管理・アプリケーション保守業者（以下、「運用保守業者」という。）が実施する環境構築作業（業務アプリケーションのインストール等）を支援するとともに、必要な作業を実施すること。詳細については「３．３（４）導入支援作業に係る要件」を参照すること。また、導入支援に係る各種ドキュメントを作成し、提出すること。導入支援に係るドキュメントの一覧および提出期限を別紙３「調達に係るドキュメント一覧」に示す。

（ウ）保守に係る役務

受託者は、借入期間中の調達機器等に対する保守作業を実施するとともに、滋賀県および運用保守業者からの問い合わせへの対応等を行うこと。詳細については「３．３（５）保守作業に係る要件」を参照すること。また、保守に係る各種ドキュメントを作成し、提出すること。保守に係るドキュメントの一覧および提出期限を別紙３「調達に係るドキュメント一覧」に示す。

（エ）撤去に係る役務

受託者は、契約期間終了後、本調達に係る機器等を撤去するとともに、必要な作業を実施すること。詳細については「３．３（６）撤去作業に係る要件」を参照すること。

また、撤去に係る各種ドキュメントを作成し、提出すること。撤去に係るドキュメントの一覧および提出期限を別紙３「調達に係るドキュメント一覧」に示す。

（オ）軽油流通情報管理システムに係る役務

本システム以外にＪ－ＬＩＳの提供する軽油流通情報管理システムに関する設計、導入および移行作業をＪ－ＬＩＳから提供される設計ドキュメント等をもとに行うこと。設計ドキュメントについては、別途滋賀県より提供する。

軽油流通情報管理システムについては、軽油流通情報管理システムサーバを対象とする。

①サーバに関する方式設計、運用管理に関するパラメータ設計を行う。

②サーバの構築に必要な各種ライセンスを調達する。

③サーバの仮想マシン構築、サーバセットアップ、および現行の仮想サーバより必要なデータの移行を行う。システム運用上、本番移行については１２月（中旬予定）の処理実施以降に作業を行うこと。

④運用ジョブについては運用保守業者が操作できるよう運用マニュアルを作成する。

⑤接続試験（職員用税務端末との接続）を行う。

（カ）ドキュメントの納入方法

上記（ア）から（オ）の各役務に係るドキュメントの提出方法を以下に示す。

受託者は、提出期限までに、指定のドキュメントを日本語で作成し、電子媒体により提出すること。

電子媒体については、「Microsoft Word」、「Excel」、「Power Point」等のオフィスアプリケーションで用意すること。資料の作成にあたっては、滋賀県および運用保守業者と十分な打ち合わせを行うこと。

提出したドキュメントに修正等があった場合は、修正後の全編および更新履歴を速やかに提出すること。

ドキュメントの提出場所は、滋賀県総務部税政課とする。

１．５　期間および期限等

（１）期間

（ア）契約期間

契約締結日から令和１４年１２月３１日まで。

（イ）調達機器等の借入期間および保守期間

令和１０年１月１日から令和１４年１２月３１日まで。

（サーバ機器等については令和１３年１２月３１日まで）

（２）期限

（ア）調達機器等の搬入期限

令和９年６月３０日まで。

一部の機器等（端末、周辺機器等）は、令和９年１１月３０日まで。

※県税事務所、税政課および運用ＳＥ室に設置する機器は本番稼働までの仮の設置のため、同一施設内の滋賀県が指定した場所に設置することとする。仮設置場所については別紙２－４「機器仮設置場所一覧」を参照すること。

※本設置についても本役務の中で行い、本番稼働する令和10年１月４日までに行うこととする。（各事務所への配布は令和９年12月中に行う。）

なお、仮の設置および本設置については、滋賀県職員の立会いのもとで行うこととする。

（イ）ドキュメントの納入期限

受託者は、各ドキュメントを作業の進捗状況に応じて提出すること。各ドキュメントの提出期限を別紙３「調達に係るドキュメント一覧」に示す。

（３）本調達に係るスケジュールと本システムに係る開発スケジュールの概要

受託者の作業を含む、本システムに係る開発スケジュールについては別紙４「機器調達等のスケジュール」を参照すること。

２　調達機器等に係る要件

２．１　基本的な要件

調達機器等は以下の要件を満たすこと。

・全て新品を用意すること。
・ハードウェアおよびソフトウェアは、最新版を基本とすること。ただし、本仕様書に示す機能を損なう場合や、本システムへの影響が生じる場合は、滋賀県および運用保守業者と協議の上、適切な製品を導入すること。
・受託者は、調達するハードウェアおよびソフトウェア等の設定作業を行い、初期稼働のために必要な消耗品（プリンタトナー等）を用意すること。
・受託者は、納入するサーバ機器およびネットワーク機器等を収容するのに必要となるサーバラックを併せて用意すること（バックアップ拠点のみ）。
・受託者は、納入するサーバ機器およびネットワーク機器を接続するのに必要となるＬＡＮケーブルを併せて用意すること。なお、ＬＡＮケーブルは、ギガビットイーサネットに対応可能なカテゴリ６以上であること。
・調達するソフトウェアに対する保証サポートを受けるために、あらかじめユーザ登録等の手続きを行う必要がある場合、受託者は、滋賀県をユーザとして登録する手続きを適正に行うこと。また、受託者は、登録手続きを完了後、速やかに滋賀県の確認を受けること。
・受託者は、搬入から撤去までの期間、保守部品（付属品、サーバ機等導入時のソフトウェアを含む）を常時保有するとともに供給・調達を保証すること。
・受託者は、納入する端末（職員用税務端末、窓口端末、運用管理端末）および周辺機器（以下「端末等」という。）については、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」および滋賀県グリーン購入基本方針に準拠すること。
・調達する端末等および端末等のソフトウェアの取扱説明書は日本語であること。
・調達する端末等のソフトウェアのライセンス証書については、滋賀県に使用許諾が受けられるものであり、受託者は契約締結後速やかに、税政課に提出すること。
・本仕様書に規定されていない事項または解釈に疑義のある事項については、担当者の指示または承認を受けること。

２．２　性能および信頼性要件

別紙２－１「税務総合システム用サーバ機器等仕様書」に示す要件を満たすこと。

また、調達機器等が原因で本システムの稼動に支障が発生した場合は、受託者の責任において代替機（ソフトウェア等含む）を用意すること。

２．３　拡張性要件

機器増設等による拡張性を有すること。

２．４　上位互換性要件

以下の要件を満たすこと。

・パッチおよび最新アップデートプログラムが入手可能であること。またこれに対応して構築できること。
・ハードウェアおよびソフトウェアの最新のバージョンアップ情報が公開されている場合、滋賀県に報告をした上で、これに対応できるように構築すること。

２．５　中立性要件

オープン性が確保されていること。

２．６　機能要件

別紙２－１「税務総合システム用サーバ機器等仕様書」に示す要件を満たすこと。

２．７　設置場所に係る要件

以下に要件を示す。

（１）ＩＤＣ

「１．２ ウ．ＩＤＣ」を参照すること。

なお、ＩＤＣへの機器の新設、変更または廃止時には作業予定日の７営業日以前までにデータセンタ機器設置申請書（ＩＤＣに搬入、設置される機器メーカ名、機種名、諸元(大きさ、重さ)、および設置方法(ラックマウント、棚置き)等を申請する。）の提出が必要となる。

手続きは、滋賀県を経由して行うこと。

（２）バックアップ拠点

「１．２ エ．バックアップ拠点」および別紙５「税務総合システムバックアップ拠点の詳細および主な作業要件」を参照すること。

（３）県税事務所／税政課／運用ＳＥ室

県税事務所、税政課の執務室および滋賀県庁内の運用ＳＥ室に設置すること。各設置場所および設置機器については、別紙２－２「県税事務所／税政課／運用ＳＥ室設置機器一覧」を参照すること。

２．８　電源に係る要件

以下に要件を示す。

（１）ＩＤＣ

・電源は単相２線式１００Ｖを提供する。
・ラックは１本とする。

（２）バックアップ拠点

・電源は単相２線式１００Ｖまたは単相２線式２００Ｖを提供する。
・ラックは１本とする。

（３）県税事務所／税政課／運用ＳＥ室

・電源は単相２線式１００Ｖを提供する。
・設置機器については、コンセントを確保するため必要に応じてテーブルタップ等を用意すること。

3　役務に係る要件

3．1　作業体制

本調達における作業体制は、以下のとおりである。受託者は、滋賀県の統括の下、運用保守業者、庁内ＬＡＮ運用管理業者と協力して、業務を遂行すること。

作業体制に係る概要を以下に示す。

表１　作業体制一覧

№	体制		役割
1	滋賀県	税政課 （本調達委託者）	・本役務の意思決定者として、各種計画や作業実施状況等の承認を行う。 ・本役務の実施にあたって必要となる県税事務所等との調整に係る窓口となる。 ・本システムに係る運用作業の責任者であり、必要に応じて作業指示を行う。
2		ＤＸ推進課	・税政課に対して、本役務に係る助言等を行う。
3	ハードウェア等納入業者 （本調達受託者）		・本役務の実施主体となる。
4	運用保守業者 （税政課別調達済）		・業務アプリケーションの改修作業等を行う。なお、本役務の実施にあたっては、受託者と連携して作業を実施する。 ・滋賀県の指示に基づき、本システムの問題解決を行うために、原因調査、一次的解決策および根本的解決策の策定および実施を行う。 ・滋賀県の指示に基づき、運用マニュアル等を用いてハードウェア等の機器監視等運用作業を実施する。
5	庁内ＬＡＮ運用管理業者 （ＤＸ推進課別調達済）		・滋賀県の指示に基づき、庁内ＬＡＮ等の運用保守作業を行う。

３．２　作業場所に係る要件

受託者は、本調達の役務に係る作業場所について、以下に示す要件を遵守すること。

・滋賀県庁および県施設内を使用する場合、滋賀県と協議の上、滋賀県が規定する必要な手続きを実施し、承認を得ること。

・設置場所の作業スペースが限定されることに留意し、設置場所に梱包状態の調達機器等を放置しないこと。

３．３　作業要件

（１）基本的な要件

受託者は、本調達の役務の実施について、以下に示す要件を遵守すること。

なお、滋賀県および運用保守業者との役割分担については別紙６－１「役割分担一覧」および別紙６－２「環境構築分担一覧」を参照すること。

・受託者の作業全体について進捗管理を実施し、滋賀県に対して機器導入までは１か月ごとに、導入後においては四半期ごとに報告すること。

・進捗管理の実施方法については、ＷＢＳ等の方法で行うこと。

・本仕様書に明示されていない事項で、搬入、導入支援、保守および撤去時に、新たに対応が必要となった作業については、滋賀県と協議の上、実施すること。

・本システムが機器等の設定が原因であることにより十分に稼動しない場合は、再設定を行うこと。

・定例会議および協議等の場所は原則として滋賀県庁内とし、その都度、滋賀県が準備する。定例会議は月１回行う想定であり、協議については必要に応じて行うこととする。

（２）搬入事前作業に係る要件

受託者は、調達機器等の搬入に係る事前作業の実施にあたり、以下に示す要件を満たすこと。

・サーバ等機器の設置スペース等に関する現況確認を実施すること。

・既存のネットワーク設計および現況確認結果に基づき、「実施管理ドキュメント」を作成すること。

・既存のネットワークと同等のセキュリティ（負荷分散装置によるフィルタリング設定）を確保すること。

・滋賀県および運用保守業者から提示する本システムのハードウェアおよびソフトウェアに係る設計書等に従い、ハードウェアの設定およびソフトウェアのインストールならびに設定を行うこと。また、その際に責任範囲部分の「環境定義書」を作成すること。なお、対応範囲は、別紙６－２「環境構築分担一覧」に従うものとする。

・端末（職員用税務端末、窓口端末、運用管理端末）について、以下の作業を行うこと。

① 滋賀県および運用保守事業者と連携し、マスター端末イメージの作成を行うこと。なお、本システムに必要な共通のソフトウェアのインストールおよび環境設定については、マスター端末イメージに含めること。なお導入するＯＳはWindows11とし、バージョンは別途指示する。

② マスター端末イメージから端末を複製すること。

③ 複製した端末において各ソフトウェアの機能を十分に発揮できることの検証を行うこと。

④ マスター端末イメージを厳重に保管すること。

⑤ 本作業を実施する作業場所は、受託者において確保すること。

・端末等について、滋賀県が別途示す項目を基に以下の作業を行うこと。

① 端末および周辺機器等における各機器のネットワーク等の追加設定を行うこと。

② 端末（本体ならびにＡＣアダプタ）および周辺機器等への県管理用シールの作成および貼付を行うこと。

③ 本システムに必要な端末個別のソフトウェアのインストールおよび環境設定を行うこと。

（３）搬入作業に係る要件

受託者は、調達機器等の搬入作業の実施にあたり、以下に示す要件を満たすこと。

・搬入先の施設および搬入するハードウェアに損害を与えないこと。
・調達機器等および滋賀県施設等に損傷を与えた場合、受託者は直ちに滋賀県に報告を行い、受託者の責任および負担により修復等を行うこと。
・各ハードウェア等機器間のＬＡＮケーブルの配線および接続を行うこと。なお、ＬＡＮ工事の実施に当たって、敷設する電源ケーブル、ＬＡＮケーブルおよびその他すべてのケーブルについては、タグまたはラベル（以下「タグ等」という）を取り付けること。具体的な識別方法については、滋賀県と協議の上、決定することとし、対応範囲については、「１．３（２）調達責任範囲」に従うものとする。
・調達機器等の梱包物、搬入の際に使用した養生品およびその他不要となった資材について、搬入完了後、速やかに撤去すること。
・搬入した調達機器等について、滋賀県の立ち会いの下、搬入確認を行うこと。搬入確認は、搬入、設置およびハードウェアならびにソフトウェアの環境設定作業を全て完了した後に実施すること。搬入確認には、機能性試験、運用性試験（バックアップ・リストアなどを含む）、信頼性試験（クラスタの動作試験などを含む）を含むものとする。
・搬入確認で問題が発生した場合、滋賀県および運用保守業者と協議の上、搬入期限までに正常に動作するよう対策をとること。
・調達機器等の環境設定や搬入時の確認に当たって必要なデータは、原則として受託者で用意すること。ただし、滋賀県にて用意する必要がある場合は、滋賀県と協議の上、データの提供、作成、保管、破棄方法について決定し、対応すること。
・県の要望に基づき、負荷分散装置の端末アクセス制限の設定変更、および県管轄のＦ／Ｗの設定変更等の作業支援を行うこと。
・生体認証システムについては、現行機器で稼働している生体情報ならびにユーザ情報を新機器に移行すること。移行ができない場合は、職員から認証情報を再度採取することとし、採取するための各種調整（計画策定、手順作成、動作検証）を行うこと。
・端末等の設置拠点における搬入、設置作業については、執務時間中に行うため、職員や来客者の迷惑にならないように注意すること。
・端末等について、以下のとおり搬入作業を行うこと。
  ① 上記（２）により設定された端末等を、別紙２－２「県税事務所・税政課・運用ＳＥ室設置機器一覧」に定めた設置拠点に、上記１．５（２）（ア）の調達機器等の搬入期限までに計画的に搬入を行うこと。
  ② 設置拠点において、税政課の指示する場所に端末等を設置すること。
  ③ 搬入にあたり、事前にスケジュールを税政課に提出し、承認を得ること。
・搬入された端末等について、滋賀県および運用保守業者と連携し、以下のとおり設置作業を行うこと。

  作業には遺漏がないようにチェックリストによる確認を行うこと。
  ① Microsoft ActiveDirectory（ドメイン）への参加を行うこと。
  ② 本システムに必要な端末個別のソフトウェアのインストールおよびドメインユーザ向けの環境設定を行うこと
  ③ 出力先のプリンタ登録およびトレイ毎のドライバ設定を行うこと。
  ④ 本設置で使用するＬＡＮケーブルは、現行の端末等に接続しているＬＡＮケーブルを流用し、現行の端末等から接続変更すること。
・搬入期限までに上記に関する必要な作業を完了すること。
・搬入作業に係る全ての経費は、受託者の負担とする。

（４）導入支援作業に係る要件

受託者は、調達機器等に係る導入支援作業の実施にあたり、以下に示す要件を満たすこと。

・滋賀県および運用保守業者が実施する本システムの業務アプリケーション等の導入において、滋賀県からの指示に従い環境構築時に実施可能な設定作業の支援を行うこと。

・滋賀県および運用保守業者が実施する本システムの動作確認およびデータ移行作業において、滋賀県および運用保守業者からの調達機器等に関する技術的な問い合わせ等に対する支援を行うこと。

・調達機器等について滋賀県および運用保守業者が操作するに当たって運用マニュアルが必要であると滋賀県が認めた場合は、運用マニュアルを作成すること。なお、運用マニュアルの作成が必要になる内容としては、以下を想定している。

① サーバの起動・停止手順
② サーバのシステムフルバックアップ・リストア手順
③ バックアップデータリストア手順
④ クラスタソフト切替・切戻手順
⑤ その他、ハードウェアおよびミドルウェアの操作に係る手順

・調達機器等の操作方法について、滋賀県と協議の上、運用マニュアル等を用いて滋賀県および運用保守業者を教育すること。

・調達機器等の下で本システムが正常に動作しない場合には、滋賀県と協議の上、問題解決に向けた支援を行うこと。

・調達機器等が原因で、本システムが正常に動作しないことが判明した場合、滋賀県および運用保守業者と対策を協議の上、指定された期日までに正常に動作するよう対策をとること。

・滋賀県および運用保守業者の要請に応じ、ハードウェアおよびソフトウェアの環境最適化等、環境設定の変更に関する作業を実施すること。

以下の各種テストにおいて、環境設定の変更要否について判定を行う。

① 総合テスト（運用保守業者が行う本システム全体のテスト）
② 機能要件テスト
③ 関係システムとの連動テスト
④ 滋賀県が行う受入れテスト
⑤ 運用開始に伴う維持管理向け環境の構築時
⑥ その他、障害発生時等の環境設定の変更が必要であると考えられる時点

なお、上記テストは複数回実施する可能性がある。

・導入支援作業に係る全ての経費は、受託者の負担とする。

（５）保守作業に係る要件

受託者は、調達機器等に係る保守作業の実施にあたり、以下に示す要件を満たすこと。

・連絡体制については、本調達契約後に協議の上決定すること。

・調達機器等の借入期間開始前までに「保守計画」を作成の上、滋賀県の承認を得ること。また、「保守計画」に基づき、滋賀県の指示に従い作業を実施すること。

・保守期間中、確実な保守管理ができる体制を整えること。

・滋賀県および運用保守業者が本システムを運用するにあたり、調達機器等の問合せに対応すること。また、問合せ回数に制限がないこと。

・障害発生時に迅速な対応を可能とするため、障害が発生した際に一元的に受付を行う障害対応窓口を設置し、対応作業を主体的かつ包括的に管理・監督できる担当者を定める等、体制を明確にすること。障害対応窓口の受付時間は以下のとおりであること。

曜日　　月曜日～金曜日（祝日を除く。）
時間帯　９：００～１７：００

・調達機器等の障害に対して、上記受付時間帯においては、オンサイト対応（技術者派遣による現地での障害機器／部品の予備機器への交換、正常復帰確認作業および報告等）を行うこと。

ただし、緊急の際は障害対応時間外であっても、滋賀県と協議の上、必要に応じてオンサイト対応ができること。
・障害発生時に迅速な対応を可能とするため、上記受付時間帯においては、運用保守業者と連携して対応すること。
・借入期間中を、すべての機器、ソフトウェアの保守期間とすること。保守期間中、障害が発生した場合は、滋賀県からの連絡を受けてから、４時間以内に設置場所に到着し、現状確認を行い、４８時間以内（ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する祝日および年末年始（１２月２９日～１月３日）を除く。）に正常動作機器（故障機器の部品交換等により正常動作機器となる場合を含む。）への交換を無償で行うこと。また、交換を行った場合、動作に必要な対応を併せて行うこと。
ソフトウェアの障害については、対応方法について県と協議の上、適切に対応すること。
・調達機器等の障害を発見した場合、速やかに滋賀県および運用保守業者に連絡すること。
・調達機器等について、滋賀県および運用保守業者から技術的な質問、支援を求められた場合、速やかに対応すること。また、質問に対する回答は、原則として２開庁日以内に、文書または電子メールで行うこと。なお、期限内に回答を行うことが困難な場合は、事前に滋賀県に連絡を行うこと。
・本システムに係る障害原因の調査について、滋賀県、運用保守業者および庁内ＬＡＮ運用管理業者と協力して実施すること。また、滋賀県あるいは障害の一次切り分けを行う運用保守業者の指示により、システムログおよびシステム設定情報等の解析および提供を行うこと。なお、受託者において調達機器等が障害の原因でないことを証明できない場合は、滋賀県からオンサイト対応を指示することがある。
・滋賀県および運用保守業者による故障個所の特定が困難な場合、滋賀県および運用保守業者と連携し、必要に応じて県庁または機器設置拠点に技術者を派遣して故障解析の協力を行うこと。
・調達機器等に障害が判明した場合、障害内容の確認を行い、滋賀県および運用保守業者に報告を行うこと。また、障害復旧作業を実施した上で、その結果をとりまとめ、「障害対応作業実施報告書」として提出すること。
・導入したハードウェア内でウイルス感染が検知された場合、その除去および被害の復旧について、運用保守業者の問合せに対応し、情報提供を行うこと。
・調達機器等に対するパッチおよび最新アップデートプログラムについて、公開開始から早急に運用保守業者および関係する業者に情報を提供すること。
・最新アップデートプログラムの対応について技術的な問題等がある場合、滋賀県と協議すること。
・滋賀県および運用保守業者の要請に応じ、作業内容を協議の上、調達機器等の環境最適化等、環境設定の変更に関する作業を実施すること。なお、以下の契機を想定している。
① 本システムの機能追加時
② 本システム用に別途ソフトウェアが調達された場合のインストール時
③ 機器増設時
④ 法定停電時
⑤ その他、システム改修時および障害発生時等の環境設定の変更が必要であると考えられる時点
・「環境定義書」を追加・修正する必要が発生した場合は、滋賀県と協議の上、改訂すること。
・「運用マニュアル」を追加・修正する必要が発生した場合は、滋賀県と協議の上、改訂すること。
・滋賀県の指示に基づき、指定されたサーバ環境の「バックアップ」を外部媒体に正副取得し、環境変更等の内容および発生期日を明記した書類と共に滋賀県に納品すること。（「バックアップ」は、大きな環境変更を実施した場合に取得する。）
・滋賀県の求めに応じ、本システムの運用・保守に関する進捗報告・課題検討等の会議に参加すること。会議の開催頻度については、月１回程度を想定している。なお、課題の検討状況等により、会議の開催頻度は変更される可能性がある。また、会議終了後一週間以内に、定例会議

の議事の主要事項ならびに課題検討の状況や結果を記載した定例会議議事録を作成し提出すること。
・導入したすべての調達機器等について毎年１回以上の定期点検を行うこと。また、定期点検の結果を「定期点検結果報告書」として滋賀県に提出すること。
・滋賀県の要請に応じて、法定停電時以外の停電・復電への対応を実施すること。なお、計画外の停電に対し、緊急の対応が行える体制を整えること。
・印字ずれ等の印刷不具合が発生した場合において、業務アプリケーション不具合の場合でも、機器設定変更での対応が妥当であると滋賀県が判断した場合は、対応を行うこと。また、機器設定変更後の業務動作確認（試験印刷等）の支援を行うこと。
・借入期間において、データを格納するハードディスク等のメディアに障害が発生し、部品交換を行う場合は、障害が発生した記憶媒体のデータ消去を分解・粉砕・溶解・焼却・細断等の物理破壊により実施すること。また、物理破壊後２週間以内に物理破壊の完了証明書を提出すること。完了証明書には、対象となる記憶媒体のシリアルナンバーが写った証拠写真を添付すること。なお、物理破壊業務には滋賀県職員が立ち会うこととする。
・保守作業の結果を作業の都度「保守作業実施報告書」として滋賀県に提出すること。また、受託者は、四半期ごとに保守業務における保守・点検、障害対応等の作業実績について、「保守業務実績報告書」として滋賀県に提出すること。
・次回の機器更改時に、調達機器等に関する技術的な問い合わせやデータ等の移行作業に伴い必要となる調達機器等の一時的な設定変更（セキュリティ設定等）について、支援、協力を行うこと。
・保守作業に係る全ての経費は、受託者の負担とする。

（６）撤去作業に係る要件

受託者は、借入期間終了後、本調達に係る機器等に係る撤去作業の実施にあたり、以下に示す要件を満たすこと。

・撤去計画の承認を得た後に、滋賀県の指示に従い、データ廃棄、調達機器等の撤去および搬出を行うこと。なお、受託者は、第三者がデータ復元ソフトウェア等を利用してもデータが復元されないようにデータを削除するとともに、滋賀県の管理下においてメディアの物理的な破壊を行い、これを証する書類として「撤去報告書」に記載すること。
・対象機器は、調達機器等に含まれるハードウェア等機器全てとするが、撤去および搬出にあたっては、事前に「撤去対象機器一覧」を作成し、滋賀県の承認を得ること。また、各機器を接続している配線についても撤去および搬出作業対象とすること。
・施設に損害を与えないこととし、撤去および搬出完了後は養生品を速やかに撤去すること。
・他のハードウェアあるいは施設に何らかの損傷を与えた場合、直ちに滋賀県に報告するとともに、滋賀県の指示に従い、受託者の責任および負担により修復等を行うこと。
・廃棄物の処理および清掃に関する法律、その他の関連法令を遵守すること。
・作業完了後、撤去された機器が設置されていた施設の原状復帰を行うこと（ただし、滋賀県から別途指示があった場合はこの限りではない。）。
・滋賀県が必要と判断した際には、受託者の撤去および搬出作業について作業内容の検査を行うことがあるため、これに応じ、協力すること。
・別途通知する撤去期限までに上記作業の一切を完了すること。
・作業に係る全ての経費は、受託者の負担とすること。
・借入期間が延長された場合は、撤去作業の実施時期も延長すること。
・本調達で導入するソフトウェアの中で、借入期間満了後も引き続き使用が可能なライセンスは、滋賀県へ無償で譲渡すること。なお、詳細については別途滋賀県と協議すること。

４　特記事項

４．１　秘密保護・個人情報保護

・委託業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。契約期間の終了または解除後も同様とする。
　また、成果物（業務の過程で得られた記録等を含む。）を滋賀県の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与または譲渡してはならない。
・委託業務の遂行のために、滋賀県が提供した資料やデータ等は委託業務以外の目的で使用しないこと。また、これらの資料、データ等は委託終了までに滋賀県に返却すること。
・委託業務の実施における個人情報等の取扱いについては、個人情報の保護の重要性を十分認識し個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。
・委託業務に従事する者に対して個人情報保護の教育を行うこと。

４．２　権利の帰属

（１）著作権

ア　新規に作成された成果物

　成果物のうち、新規に作成された成果物の著作権については、受託者が留保するものとする。この場合、受託者は滋賀県に対し成果物について、滋賀県が本サービスを利用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で許諾することとする。

　納入物のうちドキュメント類の著作権は提出時に滋賀県に帰属する。

イ　滋賀県または受託者が従前から有していた成果物

　滋賀県または受託者が従前から有していた成果物の著作権については、それぞれ滋賀県又は受託者に帰属するものとする。この場合、受託者は滋賀県に対し成果物について滋賀県が本サービスを利用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で許諾することとする。

（２）第三者の権利侵害

　納入成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれている場合、受託者は当該著作権の使用に関する負担を含む一切の手続を行い、第三者の著作権その他の権利を侵害していないこと。

４．３　再委託

・本調達による業務を再委託する場合、再委託範囲および再委託先を滋賀県に提示し承認を得ること。
・再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は受託者の責任において解決すること。

４．４　不具合対応等

・本調達に関連した受託者の責に帰すべき不具合が発見された場合は、受託者の責任、負担において迅速に修理、修復または交換を行うこと。なお、これらの不具合修補を実施した際には、書面にて滋賀県に報告を行うこと。なお、この場合、不具合部分のみ修正することとし、不具合の改良のために本システムの設定に影響を与えないこと。
・本システムの稼働については、運用保守業者がシステム稼働責任を負うが、調達機器等に不具合があった場合は、受託者が責任を負うこと。

４．５　法令等の遵守

本業務の遂行に当たっては次に掲げる法令等を遵守しなければならない。

ア　個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
イ　滋賀県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和５年滋賀県条例第４号）
ウ　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年

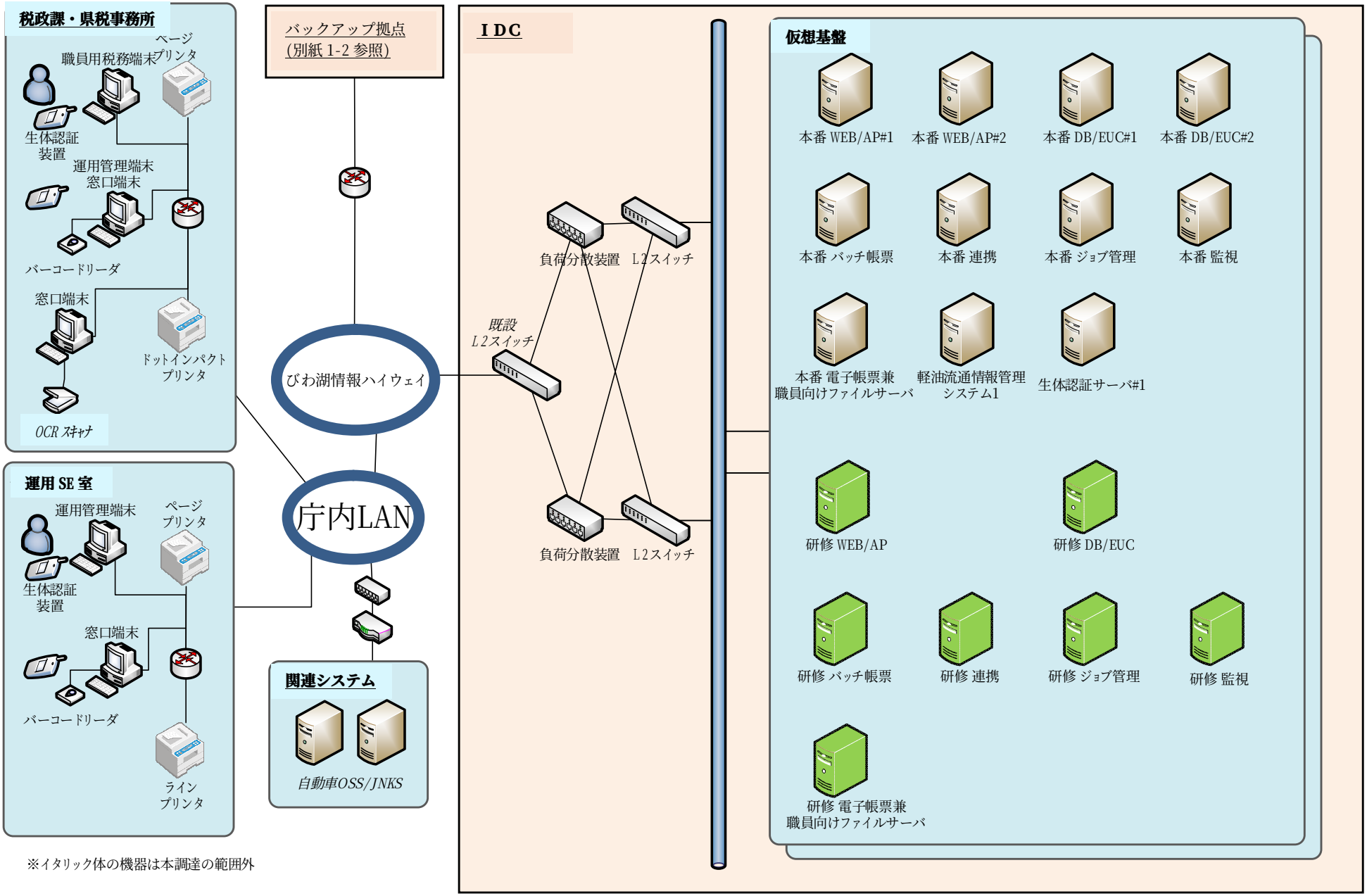
法律第27号）

エ　特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成26年特定個人情報保護委員会告示第６号）

オ　滋賀県情報セキュリティ対策基準「委託事業者遵守事項」（平成20年9月1日付滋ＩＴ企第45号滋賀県副知事通知）

カ　運用計画書策定ガイドライン（平成20年3月27日付滋ＩＴ企第24号滋賀県県民文化生活部情報政策課ＩＴ企画室長通知）

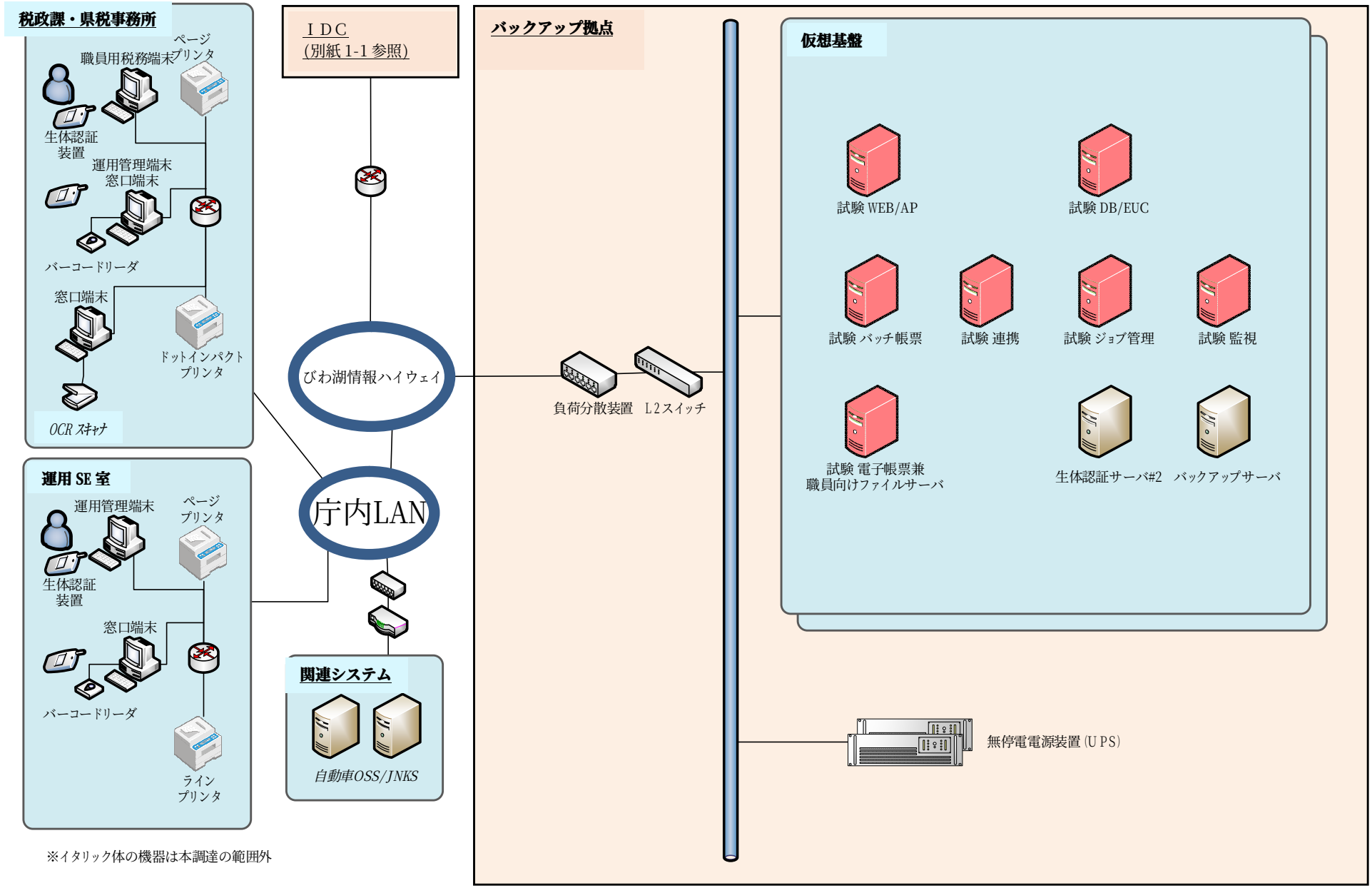
別紙１－１　税務総合システム構成図（データセンタ）



※イタリック体の機器は本調達の範囲外

※サーバについては、本番用は白、研修用は緑、試験用は赤で色分けしている。

別紙１－２　税務総合システム構成図（バックアップ拠点）



※イタリック体の機器は本調達の範囲外

※サーバについては、本番用は白、研修用は緑、試験用は赤で色分けしている。

別紙２－１　税務総合システム用サーバ機器等仕様書

目次

１　ハードウェア等 1
　１．１　ハードウェア等一覧 1
　１．２　サーバ等機器に係る要件（ＩＤＣ） 3
　１．３　ネットワーク機器に係る要件（ＩＤＣ） 4
　１．４　周辺機器に係る要件（ＩＤＣ） 6
　１．５　サーバ等機器に係る要件（バックアップ拠点） 7
　１．６　ネットワーク機器に係る要件（バックアップ拠点） 8
　１．７　周辺機器に係る要件（バックアップ拠点） 9
　１．８　周辺機器に係る要件（県税事務所／税政課／運用ＳＥ室） 10
２　ソフトウェア 14
　２．１　ソフトウェア一覧 14

1 ハードウェア等

1．1 ハードウェア等一覧

本調達において調達対象とするハードウェア等一覧を以下に示す。

（1） ＩＤＣおよびバックアップ拠点

NO	分類	名称	役割	ＩＤＣ数量	バックアップ拠点数量
1	サーバ等機器	仮想化基盤サーバ（ＩＤＣ）	各仮想ＯＳを動作させるためのラックマウントサーバ	４台	
2		仮想化基盤サーバ（バックアップ拠点）	各仮想ＯＳを動作させるためのラックマウントサーバ		３台
3	ネットワーク機器	負荷分散装置	外部ネットワークからの要求を一元的に管理し、同等の機能を持つ複数のサーバに要求を分散するための装置	２台	１台
4		Ｌ２スイッチ	宛先を判断し特定の相手にしか通信をしないための機器	２台	２台
5	周辺機器	無停電電源装置	停電対策および瞬電対策のための電源装置		１式
6		保守用パソコン	ラック搭載のサーバ機器の設定・保守作業用端末	１式	１式
7		サーバ用ラック	サーバ等機器、ネットワーク機器および周辺機器を搭載するサーバ用ラック		１式

（２） 県税事務所／税政課／運用ＳＥ室

NO	分類	名称	役割	数量
1	周辺機器	バーコードリーダ	バーコードを読み込むためのハンディ読み取り機	３０台
2		ページプリンタＡ	帳票を印刷するためのページプリンタ	３４台
3		ページプリンタＢ	帳票を高速で印刷するためのページプリンタ	１０台
4		ドットインパクトプリンタ	複写用紙の帳票を印刷するためのプリンタ	１０台
5		ラインプリンタ	複写用紙の帳票を高速で印刷するためのプリンタ	１台
6		運用管理端末	業務用のクライアントＰＣ（デスクトップ端末）	４台
7		窓口端末	業務用のクライアントＰＣ（ノートＰＣ）	３６台
8		職員用税務端末	業務用のクライアントＰＣ（ノートＰＣ）	１７５台
9		端末イメージバックアップ格納用ＨＤＤ	職員用税務端末の端末イメージを格納するためのＨＤＤ	１０台
10		静脈認証装置	静脈による生体認証装置	２２０台
11		連続フォームバースタ	連続用紙を裁断するための機器	１台
12		圧着シーラー	圧着糊が塗布されている用紙を圧着するための機器	１台

※県税事務所／税政課／運用ＳＥ室の設置機器の設置場所内訳については、別紙２－２「県税事務所／税政課／運用ＳＥ室設置機器一覧」を参照すること。

１．２ サーバ等機器に係る要件（ＩＤＣ）

ＩＤＣに設置するサーバ等機器の要件を以下に示す。

（1） 仮想化基盤サーバ（１台あたり）

筐体	・ラックマウント型サーバであり、台数は４台とすること。 ・１９インチラック内に格納できること。 ・１台あたりのユニット数は１Ｕであること。
ＣＰＵ	・Ｉｎｔｅｌ Ｘｅｏｎ ６５１５Ｐ １Ｐ／１６Ｃ（３２Ｔ）相当以上を２個以上、搭載とすること。
メモリ	・２５６ＧＢ以上
ディスク	・全体で１３ＴＢ以上の容量を格納できること。 ・すべてＳＳＤドライブで構成すること。 ・ＲＡＩＤ構成等の冗長構成とすること。
インターフェース	・ＬＡＮポート（１０Ｇｂｐｓ以上）を２ポート以上のＬＡＮインターフェース有すること。他にリモート監視用のＬＡＮポートを１ポート有すること。 ・サーバ自身のハードウェア管理用（１Ｇｂｐｓ以上）を １ ポート有し、ハードウェア管理機能として以下の機能を有していること。 ・オペレーティングシステムの状態に依存せずアクセスが可能で、遠隔地からサーバの電源コントロール（起動・切断）が可能なこと。 ・仮想コンソール、仮想メディア機能を有すること。また、利用時にアクセスするクライアント側にＪＡＶＡ等の外部プラグインの導入の必要がないこと。 ・サーバのステータス、インベントリの集中管理、ＳＮＭＰ/メールによるアラート通知が可能なこと。 ・ＩＰｖ６対応のインターフェースであること。 ・ウェブインターフェースを使用して、ＣＰＵ、メモリ、Ｉ／Ｏモジュールのパフォーマンスをグラフィカルに表示できること。 ・ＢＩＯＳの設定参照および設定変更が可能であること。 ・１台のサーバの管理コンソールから、他の複数のサーバを一括管理する機能を有していること。
周辺装置	・サーバ機器の設定、監視、保守作業を実施するための保守作業用端末から操作できること。
電源	・冗長化されており、故障時には活性交換できること。 ・省電力を考慮し、電源効率８０ＰＬＵＳ Ｔｉｔａｎｉｕｍ対応電源ユニットを標準搭載可能とすること。 ・停電および電源障害時の対策として、電源の１系統を無停電電源装置に接続すること。
その他	・手動で仮想サーバのバックアップが可能であり、障害発生時には、バックアップ媒体を利用し、ＯＳを手動で再インストールおよび再設定することなく、システム全体の再構築が可能であること。 ・ディスクの異常監視、ディスクエラーログ情報の表示、メッセージログ情報の表示、マシン管理監視ログ情報の表示などのマシン管理ができること。 ・ＯＳインストール時に緊急性の高いパッチを適用できること。

※仮想サーバの詳細については、別紙２－３「サーバ一覧」を参照すること。

１．３ ネットワーク機器に係る要件（ＩＤＣ）

ネットワーク機器に係る要件を以下に示す。

なお、ネットワーク機器については、ハードウェアによる冗長化構成とすること。また、電源を冗長化すること。

（1） 負荷分散装置

筐体	・２台以上の冗長構成とすること。
ＣＰＵ	・１Ｐ／４Ｃ以上
メモリ	・３２ＧＢ以上
ディスク	・M．２　ＳＳＤドライブ　４８０ＧＢ以上
インターフェース	・負荷分散の最大スループットは　レイヤー４は２０Ｇｂｐｓ、レイヤー７は１３Ｇｂｐｓ以上であること ・ＳＳＬアクセラレータ機能を有し、ＳＳＬ／ＴＬＳハードウェアオフロード性能は７，０００ＴＰＳ以上であること。 ・１０Ｇｂｐｓ　ＳＦＰ＋インターフェースを２ポート以上、１Ｇｂｐｓ　ＳＦＰインターフェースを４ポート以上有すること。 ・１０００ＢＡＳＥ－Ｔ（ＲＪ４５）インターフェースを４ポート以上有すること。
その他	・スクリプト言語を使って、負荷分散装置内に定義するＳｏｒｒｙページの表示や端末のアクセス制限機能等の状況に応じたルールを記述でき、負荷分散装置を通過するパケットに対し、決められたタイミング（イベント）毎にあらかじめ記述したスクリプト（ルール）を実行できること。なお、設計済みの業務ＡＰに影響を与えない方式であれば、スクリプト言語以外の負荷分散装置の機能を用いてルールを実現してもよいこととする。 ・複数の負荷分散機能（ラウンドロビン、比率モード、最速モード、最少接続モード、監視モード、予測モード、同的比率モード等）を有すること。 ・Ｌ７レート・シェイビング（帯域制御機能）を有すること。 ・複数のヘルスチェック機能を有し、かつサーバ（ＯＳレベル）だけでなくアプリケーションレベルでの動作までチェックできること。 ・リアルタイムにシステム・パフォーマンスに関する情報をＧＵＩで確認できること。 ・サービス用とは別に管理用インターフェースに対し、デフォルトゲートウェイが設定できること。 ・ＳＳＬ証明書をバックアップファイルに含められること。 ・バックアップファイルからリストアすることにより、ＳＳＬ証明書も復元できること。 ・複数のＯＳを同時に機器にインストールできること。 ・ＶＬＡＮごとにルーティングテーブルや管理ドメインを分割できる機能を備えること。 ・分散対象サーバのＩＰアドレスに重複があった場合でも、サーバのＩＰアドレスを変更することなく、負荷分散処理が可能なこと（ルートドメイン機能）。 ・ＨＴＴＰ／２に対応し、ＨＴＴＰ／２ゲートウェイとして動作できること。 ・スクリプトベースの柔軟なルールを定義可能であること。 ・パケットをミラーリングし、フォレンジック機器等へ実通信と同じパケットを送信できること。

（2） Ｌ２スイッチ

筐体	・２台以上の冗長構成とすること。
インターフェース	・ＬＡＮポート（１０００Ｍｂｐｓ/１０Ｇｂｐｓ以上）を２４ポート以上有すること。 ・ＳＦＰ＋（1Ｇ/１０ＧｂＥ）ポートを８ポート以上有すること。 ・スイッチング容量が２．０Ｔｂｐｓ以上、かつ転送レートが１０００Ｍｂｐｓ以上であること。 ・同一機種で構成し、マルチシャーシＬＡＧまたはＩＲＦによるスタック構成が可能であること。
その他	・２台のＬ２スイッチは同一製品であること。 ・ラックマウント用に工具不要のレールを添付すること。

１．４ 周辺機器に係る要件（ＩＤＣ）

周辺機器に係る要件を以下に示す。

（1） 保守用パソコン

・保守用パソコンはラック内へ格納するためノート型とすること。
・１４インチ以上の液晶ディスプレイを有すること。
・ディスプレイの最大解像度は、１９２０×１０８０以上であること。

１．５ サーバ等機器に係る要件（バックアップ拠点）

バックアップ拠点に設置するサーバ等機器の要件を以下に示す。

（1） 仮想化基盤サーバ（１台あたり）

筐体	・ラックマウント型サーバであり、台数は3台とすること。 ・１９インチラック内に格納できること。 ・１台あたりのユニット数は１Ｕであること。
ＣＰＵ	・Ｉｎｔｅｌ Ｘｅｏｎ ６５１５Ｐ １Ｐ／１６Ｃ（３２Ｔ）相当以上を２個以上搭載とすること。
メモリ	・２５６ＧＢ以上
ディスク	・全体で３５ＴＢ以上の容量を格納できること。 ・すべてＳＳＤドライブで構成すること。 ・ＲＡＩＤ構成等の冗長構成とすること。
インターフェース	・ＩＤＣの仮想化基盤サーバと同様の要件とすること。
周辺装置	・ＩＤＣの仮想化基盤サーバと同様の要件とすること。
電源	・ＩＤＣの仮想化基盤サーバと同様の要件とすること。
その他	・手動で仮想サーバのバックアップが可能であり、障害発生時には、バックアップを利用し、ＯＳを手動で再インストールおよび再設定することなく、システム全体の再構築が可能であること。 ・ディスクの異常監視、ディスクエラーログ情報の表示、メッセージログ情報の表示、マシン管理監視ログ情報の表示などのマシン管理ができること。 ・ＯＳインストール時に緊急性の高いパッチを適用できること。 ・ＩＤＣの仮想化基盤サーバと同一ベンダの同一シリーズであること。 ・無停電電源装置（電源管理ソフトウェア含む）の機能により正常にシャットダウンできること。

※仮想サーバの詳細については、別紙２－３「仮想サーバ一覧」を参照すること。

１．６ ネットワーク機器に係る要件（バックアップ拠点）

ネットワーク機器に係る要件を以下に示す。

なお、ネットワーク機器の電源については冗長化されていること。

（１） 負荷分散装置

・「ＩＤＣ」に導入するものと同一とすること。ただし、１台構成とする。

（２） Ｌ２スイッチ

・「ＩＤＣ」に導入するものと同一とすること。

１．７ 周辺機器に係る要件（バックアップ拠点）

周辺機器に係る要件を以下に示す。

（1） 無停電電源装置

筐体	・台数は選定機器の消費電力により選定すること。 ・総ユニット数は１２U以下であること。
電源	・利用可能な電源として、１００Ｖ／３０Ａ（以下）または２００Ｖ／３０Ａ（以下）を前提とすること。 ・バックアップ拠点に搭載機器の起動時に必要な消費電力をまかなえること。 ・温度２０～２５℃で３年以上の寿命を有するバッテリを搭載する製品であること。 ・バックアップ時間として、仮想化基盤サーバ、ストレージ、NW機器を約２０分稼働可能であること。 ・前面からバッテリ交換が可能であること。
インターフェース	・ＬＡＮポート（１００Ｍｂｐｓ以上）を有すること。
その他	・サーバ機器のリモートシャットダウン機能を有すること。 ・ＨＴＴＰ、ＳＮＭＰに対応しており、ＳＮＭＰマネージャからの監視が可能であること。 ・バッテリ自己診断機能を有すること。 ・電源障害時において、仮想化基盤サーバ上の仮想マシンを含む接続機器について、ネットワーク経由で正常なシャットダウン管理ができること。 ・接続された全サーバ、周辺機器を順番に停止できること。 ・電源停止順序を機器ごとに制御できること。 ・複数の無停電電源装置を連携させ、異なる複数の無停電電源装置に接続された機器の停止順序等の管理および監視ができること。 ・提供期間中の交換に必要なバッテリ等交換部品を含めて提供すること。交換した部品は引き取りを行うこと。

（2） 保守用パソコン

・「ＩＤＣ」に導入するものと同一とすること。

（3） サーバ用ラック

・ユニット数は４２Uとする。
・サーバ用標準１９インチラックとし、奥行き１．０７m以上であること。
・鍵付きであること。
・ラック内にＰＤＵを装着し、サーバ、ネットワーク等機器に必要なコンセントを確保すること。
・スタビライザー等を使用してラックを固定すること。

１．８ 周辺機器に係る要件（県税事務所／税政課／運用ＳＥ室）

周辺機器に係る要件を以下に示す。

（1） バーコードリーダ

読み取り性能	・ＣＯＤＥ３９、ＥＡＮ－１２８（ＧＳ１－１２８）、ＱＲコードが読み取り可能であること。 ・読み取り幅が６５mm（左右マージ含む）以上であること。 ・コード識別が、自動判別および読み取りコード指定が可能であること。 ・読み取り方向は左右両方向であること。
インターフェース	・ＵＳＢに対応すること。
その他	・専用ドライバなしでキーボードイメージによるバーコード読み取りが可能であること。

（2） ページプリンタＡ

用紙サイズ等	・Ａ４用紙が利用できること。 ・用紙の自動選択機能を有すること。 ・２５０枚以上セットできる用紙トレイを３つ以上有すること（増設トレイの使用可とする。）。
印刷性能	・片面／両面プリントともに３０ページ／分（Ａ４横送り）以上の出力性能であること。 ・両面印刷に対応すること（両面ユニットの使用可とする。）。 ・解像度は６００ｄｐｉ以上とすること。 ・バーコードの印字ができること。
インターフェース	・ＬＡＮポート（１００Ｍｂｐｓ以上）を有すること。
その他	・現行のプリンタ台（サンワサプライ：LPS-T104）に設置可能であること。 ・プリンタ設置後、滋賀県が別途示す基準を基に全トレイの印刷の中央位置合わせを実施すること。なお、仮設置時および本設置時に実施すること。

（3） ページプリンタＢ

用紙サイズ等	・Ａ３用紙、Ａ４用紙および特殊サイズが同時に利用できること。 ・用紙の自動選択機能を有すること。 ・Ａ３用紙５９０枚以上セットできる用紙トレイを２つ以上、およびＡ４用紙１０００枚以上セットできる用紙トレイを１つ以上有すること（増設トレイの使用可とする。）。
印刷性能	・片面／両面プリントともに６０ページ／分（Ａ４横送り）以上の出力性能であること。 ・両面印刷に対応すること（両面ユニットの使用可とする。）。 ・解像度は１２００ｄｐｉ以上とすること。 ・バーコードの印字ができること。
インターフェース	・ＬＡＮポート（１０００ＢＡＳＥ－Ｔ／１００ＢＡＳＥ－ＴＸ／１０ＢＡＳＥ－Ｔ）を有すること。

その他	・キャスター付き増設トレイの使用を想定しているが、使用しない場合は、プリンタ設置台を用意し、設置すること。 ・プリンタ設置後、滋賀県が別途示す基準を基に全トレイの印刷の中央位置合わせを実施すること。なお、仮設置時および本設置時に実施すること。

（4） ドットインパクトプリンタ

用紙サイズ等	・幅１６インチまでの連続用紙が利用できること。 ・シートフィーダを利用し、Ａ４用紙までの単票用紙を利用できること。 ・複写枚数原本＋４枚（連続用紙）に対応すること。
印刷性能	・漢字標準 ８０字／秒、漢字高速１６０字／秒以上の印字速度であること。 ・解像度は１８０ｄｐｉ以上を満たすこと。
インターフェース	・ＬＡＮポート（１００Ｍｂｐｓ以上）を有すること。
その他	・Ｗｉｎｄｏｗｓ１１に対応すること。

（5） ラインプリンタ

用紙	・幅１６インチまでの連続用紙が利用できること。 ・複写枚数原本＋４枚（連続用紙）に対応すること。
印刷性能	・漢字高速６６０行／分以上の印字速度であること。 ・解像度は１６０ｄｐｉ以上を満たすこと。
インターフェース	・ＬＡＮポート（１００Ｍｂｐｓ以上）を有すること。
その他	・Ｗｉｎｄｏｗｓ１１に対応すること。

（6） 運用管理端末

筐体	・デスクトップＰＣであること。 ・２１．５インチ（１，９２０×１，０８０）以上の液晶ディスプレイであること。 ・ＤＶＤマルチドライブは１６倍速以上であること。 ・キーボード、ＵＳＢ光学式マウスを添付すること。
ＣＰＵ	・Intel Core i7（第 12 世代以降）または AMD Ryzen 7（5000 シリーズ以降）
メモリ	・１６ＧＢ以上
ディスク	・２５６ＧＢ以上（SSD もしくは 5,400rpm 以上の HDD）とすること。
インターフェース	・有線 LAN（Gigabit Ethernet）ポートを有すること。 ・ＵＳＢポートを３ポート以上（Type-A または Type-C とし、それぞれ１ポート以上）有すること。
その他	・Ｗｉｎｄｏｗｓ１１用メディアを添付すること。 ・故障交換した部品は適切に処理すること。ディスクの交換時は県の立ち合いのもと破壊し、証明書を提出すること。 ・日本国内において、エコマーク商品の登録を受けていること。

（７）　窓口端末、職員用税務端末

筐体	・ノートＰＣであること。 ・１５．６インチ以上の液晶ディスプレイを有すること。 ・ＤＶＤマルチドライブは読取速度ＤＶＤ－ＲＯＭ８倍速、ＤＶＤ－ＲＡＭ５倍速以上であること。 ・ＵＳＢ光学式マウスを添付すること。 ・テンキーを内蔵すること。 ・１，３６６×７６８ドット以上の解像度で、１，６７７万色以上同時に発色できること。
ＣＰＵ	・Intel Core i5（第 12 世代以降）または AMD Ryzen 5（5000 シリーズ以降）
メモリ	・１６ＧＢ以上
ディスク	・２５６ＧＢ以上（SSD もしくは 5,400rpm 以上の HDD）とすること。
インターフェース	・有線 LAN（Gigabit Ethernet）ポートを有すること。 ・ＵＳＢポートを３ポート以上（Type-A または Type-C とし、それぞれ１ポート以上）有すること。
その他	・Ｗｉｎｄｏｗｓ１１用メディア（リカバリディスク）を添付すること。 ・故障交換した部品は適切に処理すること。ディスクの交換時は県の立ち合いのもと破壊し、証明書を提出すること。 ・日本国内において、エコマーク商品の登録を受けていること。 ・職員用税務端末のうち１台を、銀行・コンビニ収納データ受信用端末として運用ＳＥ室に設置すること。 ・盗難防止用ワイヤーロックを添付すること。

（８）　端末イメージバックアップ格納用ＨＤＤ

ディスク	・１ＴＢ以上／５，４００ｒｐｍ以上
インターフェース	・ＵＳＢ２．０以上に対応すること。

（９）　静脈認証装置

筐体	・静脈による生体認証に対応すること。 ・生体認証サーバに対応する製品であること。 ・本システムにログインする際は生体認証サーバと連携し、ＩＤとパスワードの入力を行うことなくログインができること。 ・滋賀県の職員認証基盤を用いたユーザ認証の仕組みに影響を与えない製品であること。 ・静脈認証装置内蔵のＵＳＢ光学式マウスでも可とする。
インターフェース	・ＵＳＢに対応すること。
その他	・Ｗｉｎｄｏｗｓ１１に対応すること。 ・インストールメディアを１０枚以上添付すること。 ・接続先をＩＤＣおよびバックアップ拠点の生体認証サーバに切替えが可能であり、それぞれに認証情報を取得してログインできること。

（１０）　連続フォームバースタ

用紙サイズ等	・横幅１６インチ以上に対応すること。 ・複写用紙（ノンカーボン紙）５枚に対応すること。 ・ノンカーボン紙最大８パーツ（ＮＣ40 相当）に対応すること。 ・紙送りはピントラクターに対応すること。
処理速度	・最大１２５m/分以上。
処理機能	・マージンカット機能を有すること。 ・センターカット機能を有すること。 ・用紙幅履歴呼び出し機能を有すること。 ・フォームエンド停止、最終ページ排出機能を有すること。 ・用紙排出方式はエレベータ式であること。 ・放電式静電除去装置を有すること。 ・用紙厚み検知機能を有すること。

（１１）　圧着シーラー

用紙サイズ等	・Ａ３サイズまで対応すること。 ・上質紙に対応すること。
処理速度	・Ｖ折りハガキサイズに対し１００通／分以上とすること。
給紙容量	・約５００枚相当の容量を確保すること。
折りの形態	・Ｖ折り、三つ折り（Ｚ折り、Ｃ折り）に対応すること。
紙受け容量	・約５００枚相当の容量を確保すること。

（１２）　その他（職員用税務端末関連）

①　ＬＡＮケーブル

・仮設置に必要な長さ及び本数のＬＡＮケーブルを用意すること。

・別途滋賀県が指定する色で統一すること。

2 ソフトウェア

2．1 ソフトウェア一覧

本調達において調達対象とするソフトウェア一覧を以下に示す。各ソフトウェアは、対象仮想ＯＳおよびハードウェア上で正常に稼働すること。なお、各ソフトウェアは、対象ハードウェアおよび仮想ＯＳの台数に必要な数量を用意すること。（備考欄に「同等品可」とあるものについて、同等品を調達する場合は、受託者に責任において正常な稼働を保証するとともに、数量の調整等について必要な対応を行うこと。）

（1）ＩＤＣ

NO	ハードウェア／仮想ＯＳ	名称	数量	備考
1	仮想化基盤サーバ	Nutanix Cloud Infrastructure Starter	一式	
2		Red Hat Enterprise Linux Server, Standard (Physical or Virtual Nodes)	2	
3		Windows Server Standard 2022(2 core license)	１９２	
4	ＷＥＢ／ＡＰサーバ	RedHat Enterprise Linux Server 64bit	―	No.2 のライセンスを適用する。
5		Trend Micro Deep Security Agent ウイルス対策	3	同等品可
6	バッチ帳票サーバ	RedHat Enterprise Linux Server 64bit	―	No.2 のライセンスを適用する。
7		SVF for PDF Linux 版 1CPU8 コア	1	
8		SVF for PDF Linux 版 1CPU4 コア	1	
9		SVF for PDF Linux 版 1CPU8 コア HS	1	
10		SVF Connect SUITE standard Linux 版	2	
11		SVF SU フォント（明朝・ゴシックセット）	2	
12		PowerSORT ﾌﾟﾛｯｾｯｻﾗｲｾﾝｽ（64bit）	6	12 コア×係数 0.5
13		PowerSORT ﾒﾃﾞｨｱﾊﾟｯｸ（64bit）	1	
14		Trend Micro Deep Security Agent ウイルス対策	2	同等品可
15	ＤＢ／ＥＵＣサーバ	RedHat Enterprise Linux Server 64bit	―	No.2 のライセンスを適用する。
16		Oracle Database Standard Edition 2 （Processer ライセンス）	8	
17		Trend Micro Deep Security Agent ウイルス対策	2	同等品可

18	Prism Central サーバ	Nutanix Prism Central	1	
19	連携サーバ	RedHat Enterprise Linux Server 64bit	—	No.2 のライセンスを適用する。
20		Trend Micro Deep Security Agent ウイルス対策	2	同等品可
21	電子帳票兼職員向けファイルサーバ	Windows Server Standard 2022	—	No.3 のライセンスを適用する。
22		Trend Micro Deep Security Agent ウイルス対策	2	同等品可
23	軽油流通情報管理システム	Windows Server Standard 2022	—	No.3 のライセンスを適用する。 (J-LIS 指定)
24		COBOL 2002 Net Server Runtime	1	(J-LIS 指定)
25		Trend Micro Deep Security Agent ウイルス対策	1	同等品可
26	全仮想ＯＳ	JP1/Automatic Job Management System 3 - Agent ライセンス	２８	仮想サーバ割り当てコア数：56コア（1ライセンス2コア）
27		JP1/Automatic Job Management System 3 - Agent メディア（Linux）	1	
28		JP1/Automatic Job Management System 3 - Agent メディア（Windows）	1	
29		JP1/Base ライセンス（10 管理ノードライセンス）	2	
30		JP1/Base メディア（Linux）	1	
31		JP1/Base メディア（Windows）	1	
32		JP1/Performance Management - Agent Option for Platform ライセンス	１１	
33		JP1/Performance Management - Agent Option for Platform メディア（Linux）	1	
34		JP1/Performance Management - Agent Option for Platform メディア（Windows）	1	
35	ジョブ管理サーバ	RedHat Enterprise Linux Server 64bit	—	No.2 のライセンスを適用する。
36		JP1/Automatic Job Management System 3 - Manager ライセンス	1	1 ライセンス 2 コア（2 サーバ分）
37		JP1/Automatic Job Management System 3 - Manager メディア	1	
38		Trend Micro Deep Security Agent ウイルス対策	2	同等品可
39	監視サーバ	Windows Server Standard 2022	—	No.3 のライセンスを適用する。

40		JP1/Network Node Manager i （50 管理ノードライセンス）	1	
41		JP1/Network Node Manager i メディア	1	
42		JP1/SNMP System Observer ライセンス	1	
43		JP1/SNMP System Observer メディア	1	
44		JP1/Integrated Management 2 - Manager 基本ライセンス	1	
45		JP1/Integrated Management 2 - Manager （10 管理ノードライセンス）	2	
46		JP1/Integrated Management 2 - Manager メディア	1	
47		JP1/TELstaff AE Professional Editon 300 Users	1	
48		JP1/TELstaff AE Professional Editon 300 Users メディア	1	
49		JP1/Performance Management - Manager 基本ライセンス	1	
50		JP1/Performance Management - Manager ノードライセンス（10 管理ノードライセンス）	2	
51		Trend Micro Deep Security Agent ウイルス対策	2	同等品可
52	生体認証サーバ	Windows Server Standard 2022	—	No.3 のライセンスを適用する。
53		JP1/Performance Management - Agent Option for Platform ライセンス	1	
54		AuthConductor Server Standard Edition V2 メディアパック	1	同等品可
55		AuthConductor Server Standard Edition V2 1 インストール	1	300 ユーザ以上を一元管理可能なこと。同等品可
56		AuthConductor Client V2 1 インストール	5	窓口端末：36 台 運用管理端末：4 台 職員用税務端末：175 台 同等品可
57		AuthConductor Client V2 10 インストール	1	
58		AuthConductor Client V2 100 インストール	2	
59		Trend Micro Deep Security Agent ウイルス対策	1	同等品可

（2）バックアップ拠点

NO	ハードウェア／仮想ＯＳ	名称	数量	備考
1	仮想化基盤サーバ	Nutanix Cloud Infrastructure Starter	一式	
2		Red Hat Enterprise Linux Server, Standard (Physical or Virtual Nodes)	3	
3		Windows Server Standard 2022(2 core license)	９６	
4	ＷＥＢ／ＡＰサーバ	RedHat Enterprise Linux Server 64bit	―	No.2 のライセンスを適用する。
5		Trend Micro Deep Security Agent ウイルス対策	1	同等品可
6	バッチ帳票サーバ	RedHat Enterprise Linux Server 64bit	―	No.2 のライセンスを適用する。
7		SVF for PDF Linux 版 1CPU8 コア	1	
8		SVF Connect SUITE standard Linux 版	1	
9		SVF SU フォント（明朝・ゴシックセット）	1	
10		PowerSORT ﾌﾟﾛｯｾｯｻﾗｲｾﾝｽ（64bit）	4	8 コア×係数 0.5
11		PowerSORT ﾒﾃﾞｨｱﾊﾟｯｸ（64bit）	1	
12		Trend Micro Deep Security Agent ウイルス対策	1	同等品可
13	ＤＢ／ＥＵＣサーバ	RedHat Enterprise Linux Server 64bit	―	No.2 のライセンスを適用する。
14		Oracle Database Standard Edition 2 (Processor ライセンス)	6	
15		Trend Micro Deep Security Agent ウイルス対策	1	同等品可
16	連携サーバ	RedHat Enterprise Linux Server 64bit	―	No.2 のライセンスを適用する。
17		Trend Micro Deep Security Agent ウイルス対策	1	同等品可
18	電子帳票兼職員向けファイルサーバ	Windows Server Standard 2022	―	No.3 のライセンスを適用する。
19		Trend Micro Deep Security Agent ウイルス対策	1	同等品可
20	全仮想ＯＳ	JP1/Automatic Job Management System 3 - Agent ライセンス	１８	仮想サーバ割り当てコア数：35 コア（1 ライセンス 2 コア）
21		JP1/Base ライセンス	1	10 インストールライセンス

22	ジョブ管理サーバ	RedHat Enterprise Linux Server 64bit	—	No.2 のライセンスを適用する。
23		Trend Micro Deep Security Agent ウイルス対策	1	同等品可
24	監視サーバ	Windows Server Standard 2022	—	No.3 のライセンスを適用する。
25		JP1/Integrated Management 2 - Manager（10 管理ノードライセンス）	1	
26		Trend Micro Deep Security Agent ウイルス対策	1	同等品可
27	生体認証サーバ	Windows Server Standard 2022	—	No.3 のライセンスを適用する。
28		JP1/Performance Management - Agent Option for Platform ライセンス	1	
29		AuthConductor Server Standard Edition V2 1 インストール	1	同等品可
30		Trend Micro Deep Security Agent ウイルス対策	1	同等品可

（３）県税事務所／税政課／運用ＳＥ室

NO	ハードウェア	名称	数量	備考
1	運用管理端末（※１）	Microsoft Office Professional Plus（※２）	４	
2		JP1/Automatic Job Management System 3 - View ライセンス	４	
3		JP1/Automatic Job Management System 3 - View メディア	１	
4		JP1/Automatic Job Management System 3 - Definition Assistant ライセンス	４	
5		JP1/Automatic Job Management System 3 - Definition Assistant メディア	１	
6	窓口用端末（※１）	Microsoft Office Standard（※２）	３６	
7	職員用税務端末（※１）	Microsoft Office Standard（※２）	１７５	
8		Microsoft Access（※２）（※３）	３０	
9		JUST PDF 6[作成・編集]	１７５	「J-License」（JL-Government 価格）での購入とする。
10		EDI-Master B2B for BANK TCP/IP（※４）	１	
11	端末共通	端末のバックアップソフトのライセンス	－	全拠点取得分
12		端末イメージバックアップ格納用ディスク	１０	全拠点分

（※１）別途「Microsoft Windows Server 2022 Device CAL」を 220 ライセンス用意すること。

（※２）Microsoft Office は、滋賀県が指定したバージョンを採用する。（保守期間中にバージョンアップが必要となった場合の費用は、本契約には含まない。）

（※３）別紙２－２「県税事務所・税政課・運用ＳＥ室設置機器一覧」において、運用ＳＥ室および税政課に設置となっている職員用税務端末にインストールするため必要となる。

（※４）別紙２－２「県税事務所・税政課・運用ＳＥ室設置機器一覧」において、運用ＳＥ室に設置となっている職員用税務端末のうち１台にインストールするため必要となる。

別紙２－２　県税事務所／税政課／運用ＳＥ室　設置機器一覧（予定）

	西部県税事務所		南部県税事務所	中部県税事務所		東北部県税事務所		自動車税事務所	税政課	運用ＳＥ室	合計
	本所	高島納税課		本所	甲賀管理課	本所	湖東管理課				
	大津市松本 一丁目 2-1	高島市新旭町 北畑 565	草津市草津 三丁目 14-75	東近江市八日市 緑町 7-23	甲賀市水口町 水口 6200	長浜市平方町 1152-2	彦根市元町 4-1	守山市木浜町 2298-2	大津市京町 四丁目 1-1		
バーコードリーダ	3	3	4	3	3	3	3	5	2	1	30
ページプリンタＡ	6	3	5	4	3	4	3	4	1	1	34
ページプリンタＢ	2		1	1		1		2	1	2	10
ドットインパクトプリンタ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
ラインプリンタ										1	1
運用管理端末									1	3	4
窓口端末	4	2	4	3	3	3	3	10	2	2	36
職員用税務端末	38	6	27	18	7	16	13	15	25	10	175
端末イメージバックアップ格納用ＨＤＤ									10		10
静脈認証装置	40	8	29	20	9	18	15	17	54	10	220
連続フォームバースタ										1	1
圧着シーラー										1	1

※現時点での予定であり、令和９年度の組織・人員体制によって場所・設置数が変更になる場合があります。

県税事務所／税政課／運用ＳＥ室　搬入時期毎機器一覧（予定）

	西部県税事務所		南部県税事務所	中部県税事務所		東北部県税事務所		自動車税事務所	税政課	運用ＳＥ室	合計
	本所	高島納税課		本所	甲賀管理課	本所	湖東管理課				
	大津市松本 一丁目 2-1	高島市新旭町 北畑 565	草津市草津 三丁目 14-75	東近江市八日市 緑町 7-23	甲賀市水口町 水口 6200	長浜市平方町 1152-2	彦根市元町 4-1	守山市木浜町 2298-2	大津市京町 四丁目 1-1		
検証機器（2027 年 8 月）											
バーコードリーダ									1	1	2
ページプリンタＡ										1	1
ページプリンタＢ										1	1
ドットインパクトプリンタ										1	1
ラインプリンタ										1	1
運用管理端末									1	3	4
職員用税務端末										4	4
静脈認証装置										2	2
仮設置機器（2027 年 10 月～11 月）											
バーコードリーダ	3	3	4	3	3	3	3	5	1		28
ページプリンタＡ	6	3	5	4	3	4	3	4	1		33
ページプリンタＢ	2		1	1		1		2	1	1	9
ドットインパクトプリンタ	1	1	1	1	1	1	1	1	1		9
窓口端末	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	11
職員用税務端末	2	2	2	2	2	2	2	3	1		18
端末イメージバックアップ格納用ＨＤＤ									10		10
静脈認証装置	40	8	29	20	9	18	15	17	54	8	218
連続フォームバースタ										1	1
圧着シーラー										1	1
本設置機器（2027 年 12 月）											
窓口端末	3	1	3	2	2	2	2	8	1	1	25
職員用税務端末	36	4	25	16	5	14	11	13	29	6	153

※現時点での予定であり、令和９年度の組織・人員体制によって場所・設置数が変更になる場合があります。

別紙２－３　サーバ一覧

NO.	拠点	名称	サーバ							
			物理／仮想	用途	サーバ名	ＯＳ	コア	メモリ(GB)	ディスク(GB)	備考
1	IDC	仮想化基盤	仮想	本番	WEB/AP#1	Linux	2	16	150	冗長化を行う
			仮想	本番	WEB/AP#2	Linux	2	16	150	冗長化を行う
			仮想	本番	DB/EUC#1	Linux	6	48	2,160	冗長化を行う
			仮想	本番	バッチ帳票	Linux	8	48	800	冗長化を行う
			仮想	本番	連携	Linux	2	8	310	冗長化を行う
			仮想	本番	ジョブ管理	Linux	2	8	150	冗長化を行う
			仮想	本番	監視	Windows	6	24	150	冗長化を行う
			仮想	本番	電子帳票兼職員向けファイルサーバ	Windows	4	8	2,550	冗長化を行う 自由格納領域は2TB
			仮想	本番	軽油流通情報管理	Windows	2	8	150	
			仮想	本番	生体認証サーバ#1	Windows	8	8	250	冗長化を行う
			仮想	研修	WEB/AP	Linux	2	8	150	
			仮想	研修	DB/EUC	Linux	4	48	1,200	
			仮想	研修	バッチ帳票	Linux	4	48	500	
			仮想	研修	連携	Linux	2	8	230	
			仮想	研修	ジョブ管理	Linux	1	8	150	
			仮想	研修	監視	Windows	4	8	150	
			仮想	研修	電子帳票兼職員向けファイルサーバ	Windows	2	8	250	
			全体				61	328	―	※HA構成を考慮し全仮想サーバを搭載するリソースを確保すること。
2	BC	仮想化基盤	仮想	試験	WEB/AP	Linux	2	8	150	
			仮想	試験	DB/EUC	Linux	6	48	1,200	
			仮想	試験	連携	Linux	2	8	230	
			仮想	試験	バッチ帳票	Linux	8	48	500	
			仮想	試験	ジョブ管理	Linux	1	8	150	
			仮想	試験	電子帳票兼職員向けファイルサーバ	Windows	4	8	2,550	
			仮想	試験	監視	Windows	4	8	150	
			仮想	本番	生体認証サーバ#2	Windows	8	8	250	
			仮想	本番	バックアップサーバ	Linux	8	16	4,300	
			全体				43	160	―	※全仮想サーバを搭載するリソースを確保すること。

※ＩＤＣ…データセンター／ＢＣ…バックアップ拠点

別紙２－４「端末等仮設置予定場所一覧」

所属	仮設置場所	執務室設置
西部県税事務所	西部県税事務所　執務室	○
高島納税課	西部県税事務所　高島納税課　執務室 県庁本館　４Ｆ　税政課ＳＥ室 ※高島納税課執務室では各機器１台を仮設置し、残りを県庁に設置する。	
南部県税事務所	南部県税事務所　執務室	○
中部県税事務所	中部県税事務所　分室	
甲賀管理課	中部県税事務所　甲賀管理課　執務室	○
東北部県税事務所	東北部県税事務所　執務室 東北部県税事務所　納税相談室	
湖東管理課	東北部県税事務所湖東管理課　執務室	○
自動車税事務所	自動車税事務所　２Ｆ　会議室	
税政課	税政課　執務室	○
運用SE室	県庁本館　４Ｆ　税政課ＳＥ室	○

※上記は現時点での予定であり、令和９年度の組織・人員体制等によっては変更となる可能性があります。

別紙３ 「調達に係るドキュメント一覧」

（ア） 搬入に係るドキュメント

№	分類	ドキュメント名	概要	提出期限
1	搬入作業	搬入計画	搬入・導入支援スケジュール、進捗管理表（ＷＢＳを含む)、リスク管理表、作業体制表、各種チェックリスト、機密保持管理方法、その他作業推進上必要な各種規則等のドキュメント。 ※提出時に滋賀県の承認を得ること。	契約締結後、２週間以内
2		搬入品一覧	ハードウェアおよびソフトウェア等の搬入品一覧	搬入作業を実施する２週間前
3		実施管理ドキュメント	機器設置レイアウト図、ラック搭載図、ケーブル敷設NW図、その他機器の搬入設置に関する配置図等。	
4		環境定義書	ハードウェアおよびソフトウェアの環境定義の実施内容を示したドキュメント	
5		配線系統図	実査計画書、実査票、機器設置レイアウト図、ラック搭載図、ケーブル敷設NW図、機器諸元表等のドキュメント。	
6		製品マニュアル	取り扱い説明書およびハンディガイド等、ハードウェアおよびソフトウェア製品等に添付されたドキュメント。	
7	完了報告	搬入結果報告書	搬入作業が、「搬入計画」に基づいて適切に実施されたことを報告するドキュメント。	
8		バックアップ（ディスク イ メージ）	搬入確認が完了した時点のバックアップ（ディスクイメージ）の正副。	

（イ） 導入支援に係るドキュメント

№	ドキュメント名	概要	提出期限
1	導入支援結果報告書	導入支援作業の実施結果を報告するドキュメント。	導入支援作業終了後、１週間以内
2	運用マニュアル	滋賀県および本システムの運用保守業者が運用・保守作業を実施するに当たって利用するドキュメント。 （ただし、ハードウェアおよびソフトウェアに関するものに限る。）	

（ウ） 保守に係るドキュメント

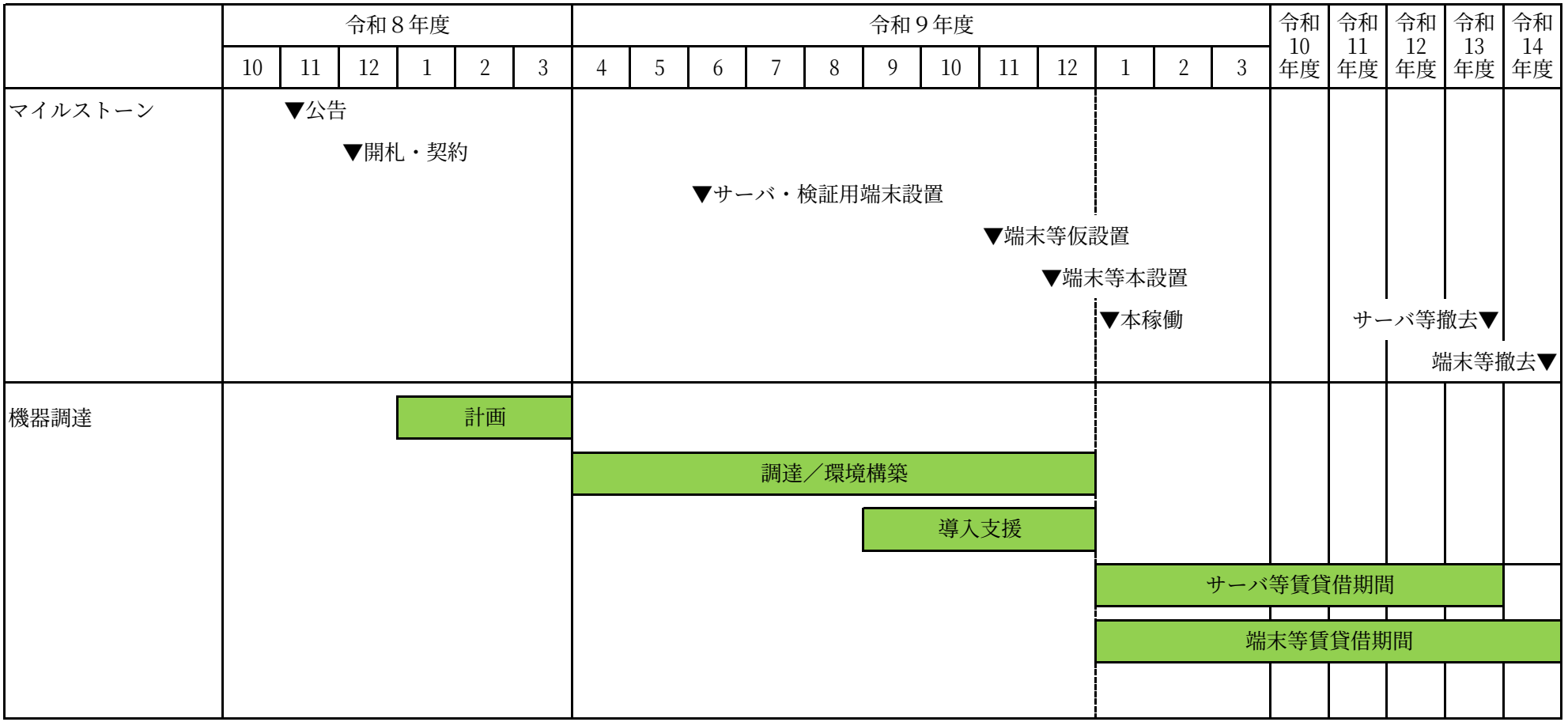
№	ドキュメント名	概要	提出期限
1	保守計画	保守計画書（セキュリティ管理方法、駆けつけ時間、修理方法、限度修理時間等の記載を含むこと）、スケジュール表、品質管理表、リスク管理表、プロジェクト体制表、セキュリティ教育実施報告書、保守拠点一覧、プロジェクト推進上必要な各種規則等のドキュメント。 ※提出時に滋賀県の承認を得ること。	令和９年１２月末
2	機器構成表	システムを構成する各機器の設置状況（装置名、設置場所、ネットワークアドレス、ホスト名、ＩＰアドレス、接続先機器等）に関するドキュメント。	令和１０年3月末
3	保守業務実績報告書	保守業務における保守・点検、障害対応等の作業実績を四半期ごとに報告するドキュメント。	（以後、借入期間が終了するまでの毎四半期末）
4	検証結果報告書	ソフトウェアのバージョンアップやパッチ適用検証作業結果を報告するドキュメント。	
5	障害対応作業実施報告書	障害対応に係る原因調査および対応結果を、作業の都度報告するドキュメント。	障害対応実施後、１週間以内
6	保守作業実施報告書	保守作業結果を、作業の都度報告するドキュメント。	保守作業実施後、１週間以内
7	定期点検結果報告書	毎年１回以上行う定期点検の実施結果を報告するドキュメント。	定期点検実施後、１週間以内
8	バックアップ（ディスクイメージ）	環境変更等が完了した時点のバックアップ（ディスクイメージ）の正副。 （最新のバックアップを受注者のリカバリポイントとする。）	バックアップ実施後、１週間以内 ※環境変更等の内容および発生期日を明記した書類と共に提出すること。
9	定例会議資料	運用・保守に関する進捗報告・課題検討の会議資料。	当該会議の前日
10	定例会議議事録	定例会議の議事の主要事項ならびに課題検討の状況や結果を記載した文書。	当該会議後、１週間以内
11	サーバ機器使用状況報告書	滋賀県の求めに応じ提示するサーバ機器の使用状況の報告書（ディスク容量含む）。提示頻度については、四半期に一度程度を想定している。	別途滋賀県の指示する提出期限

12	データ消去証明書	データを格納するハードディスク等のメディアに障害が発生し、部品交換を行う場合に、障害となったメディアのデータ消去を実施し、その作業が完了した際に発行する証明書。	作業実施後、１週間以内

（エ） 撤去に係るドキュメント

№	ドキュメント名	概要	提出期限
1	撤去計画	撤去スケジュール、進捗管理表（ＷＢＳを含む）、リスク管理表、作業体制表、各種チェックリスト、機密保持管理方法、その他作業推進上必要な各種規則等のドキュメント。 ※提出時に滋賀県の承認を得ること。	撤去作業を実施する２ヶ月前
2	撤去対象機器一覧	ハードウェア等の撤去対象機器一覧。	
3	撤去報告書	撤去作業の実施結果を報告するドキュメント	撤去作業実施後、１週間以内

別紙４「機器調達等のスケジュール」



別紙５ 税務総合システムバックアップ拠点の詳細および主な作業要件

バックアップ拠点の所在地については、県内の滋賀県の施設内の機械室とする。

サーバ用ラック、無停電電源装置（ＵＰＳ）を調達し、設置を行う。また、バックアップ拠点内には既設機器があるため、それらに影響を与えないように設置しなければならない。

想定される主な作業要件は以下のとおりである。

作業名	作業内容
サーバ用ラック設置作業	サーバラックを設置し、耐震のためアンカーボルト等で固定を行う。
サーバ用ラック電源工事	バックアップ拠点室内の既設の分電盤からサーバ用ラックに使用する電源の取り出しを行う。
ネットワーク敷設工事	既存ネットワーク機器からサーバ用ラックまで、ネットワーク敷設作業を行う。

別紙６－１ 役割分担一覧

NO	作業項目 ＩＤＣ：データセンタ ＢＣ：バックアップ拠点		役割分担 ◎：実行／○：協力／ △：情報提供、レビュー参加、不具合対応			備考
			滋賀県	受託者	運用保守業者	
1	ネットワーク	庁内ＬＡＮ側ソフトウェア設定値設計・設定	◎		△	
2		ケーブル敷設工事（ＩＤＣ）	△	◎		
3		ケーブル敷設工事（ＢＣ）	△	◎		
4	電源	電源工事（ＩＤＣ）	◎	△		
5		電源工事（ＢＣ）	△	◎		
6	県税事務所／税政課／運用ＳＥ室	設置レイアウトの作成	◎	△		
7		設置機器の指定（本設置／仮設置）	◎	△	△	
8	環境構築	環境構築	「別紙６-２環境構築分担一覧」参照			
9		環境構築試験		◎	△	
10	環境構築における非機能要件テスト	非機能要件テスト計画の立案		◎		
11		非機能要件テスト項目の洗い出し		◎		
12		非機能要件テストの実施		◎		
13		非機能要件テストの検証		◎		
14	運用引継	運用マニュアル		◎		各種ハードウェアと各種ソフトウェア
15		運用引継		◎	○	各種ハードウェアと各種ソフトウェア
16	保守	定期点検		◎		
17		故障保守		◎		

別紙６－２　環境構築分担一覧

NO	作業項目		役割分担 ◎：実行／○：協力		備考
			受託者	運用保守業者	
1	管理	構築管理	◎		
2	サーバ等機器	ラック設置、耐震工事、架台設置 ※バックアップ拠点のみ	◎		
3		キッティング、ケーブリング	◎		
4		環境定義	◎		仮想化基盤含む
5		インストール／設定	◎		仮想化基盤含む
6	ネットワーク機器	環境定義	◎		
7		設定	◎		
8	サーバ等機器に係るその他ミドルウェア	環境定義	◎	○	設定に必要な条件は運用保守業者から提示する。
9		インストール／設定	◎		
10	無停電電源装置	環境定義	◎		
11		インストール／設定	◎		
12	運用管理端末／窓口端末／職員用税務端末	インストール／設定	◎	○	設定に必要な条件は運用保守業者から提示する。
13	その他周辺機器	環境定義	◎	○	バーコードリーダ、各種プリンタ、連続フォームバースタ、圧着シーラー
14		設定	◎		